

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第４条中「別紙１－２２０」を「別紙１－２２７」に改める。

第５条中「別紙１－２２０」を「別紙１－２２７」に改める。

第１４条中「別紙１－２２０」を「別紙１－２２７」に改める。

別紙１－４、別紙１－９、別紙１－１５から別紙１－１７、別紙１－２９から別紙１－３１、別紙１－３４、別紙１－３６、別紙１－５６、別紙１－６５、別紙１－６９、別紙１－７３、別紙１－７６、別紙１－８０、別紙１－８６、別紙１－９０、別紙１－９６、別紙１－９９、別紙１－１０１、別紙１－１０４、別紙１－１０７、別紙１－１０８、別紙１－１３０、別紙１－１４９から別紙１－１５２、別紙１－１５４から別紙１－１５７、別紙１－１６１から別紙１－１６３、別紙１－１６５、別紙１－１６７、別紙１－１７１、別紙１－１７３、別紙１－１７６から別紙１－１９１、別紙１－１９３から別紙１－２２０を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北海道余市郡余市町登町	から
北海道小樽市新光町	まで

(ロ) 延長

北海道余市郡余市町登町	から	23.3	キロメートル
北海道小樽市新光町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
北海道余市郡余市町登町	から	第1種第2級	道路構造令
北海道小樽市新光町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道余市郡余市町登町	から	100	23. 3	
北海道小樽市新光町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
北海道余市郡余市町登町	から	2車線	4車線	
北海道小樽市新光町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
北海道余市郡余市町登町	から	—	メートル(土工部)	
北海道小樽市新光町	まで	—	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道5号 道道登余市停車場線	北海道余市郡 余市町登町	平面接続	余市インターチェンジ
道道小樽塩谷インター線	北海道小樽市 塩谷	立体接続	小樽塩谷インターチェンジ

(4)工事予算

117, 521 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

イ 北海道余市郡余市町登町(STA 853+16.687)から北海道小樽市新光町(STA 45+39.464)まで
平成 18 年 4 月 19 日

小樽ジャンクション小樽方面から余市方面へのランプ

ロ 北海道小樽市新光町(C-STA 1078+99.879)から北海道小樽市新光3丁目(C-STA 1094+31.457)まで
平成 31 年 2 月 7 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 12 月 8 日 (余市IC～小樽JCT 供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)

令和 6 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

129, 107 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 127, 981 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線
(山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から
山形県上山市金瓶	まで

(ロ) 延長

山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から	24. 4	キロメートル
山形県上山市金瓶	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から	第1種第2級	道路構造令
山形県上山市金瓶	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から	100	24. 4	
山形県上山市金瓶	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から	2車線	4車線	
山形県上山市金瓶	まで			

(ト)路肩の標準幅員

山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
山形県東置賜郡高畠町大字深沼	から	—	メートル(土工部)	
山形県上山市金瓶	まで	—	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道13号 (米沢南陽道路)	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	平面接続	本線
一般国道13号	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	立体接続	南陽高畠インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市藤吾	立体接続	かみのやま温泉インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市金瓶	立体接続	山形上山インターチェンジ

(4)工事予算

124, 096 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日

平成 31 年 4 月 13 日 (供用開始)

令和 元 年 7 月 11 日 (残事業一部完成)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

136, 107 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 134, 866 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(埼玉県三郷市鷹野三丁目から千葉県松戸市三矢小台二丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県三郷市鷹野三丁目	から
千葉県松戸市三矢小台二丁目	まで

(ロ) 延長

埼玉県三郷市鷹野三丁目	から	5. 4	キロメートル
千葉県松戸市三矢小台二丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 千葉県松戸市三矢小台二丁目	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 千葉県松戸市三矢小台二丁目	から まで	80	5. 4	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 千葉県松戸市三矢小台二丁目	から まで	4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県三郷市鷹野三丁目から千葉県松戸市三矢小台二丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
埼玉県三郷市鷹野三丁目	から	3.00	メートル(土工部)	
千葉県松戸市三矢小台二丁目	まで	3.00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道298号	埼玉県三郷市鷹野三丁目	立体接続	三郷南インターチェンジ
一般国道298号	千葉県松戸市三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ

(4)工事予算

99,335 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成年月日

別 紙 1

平成 30 年 6 月 2 日 (供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)

令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

87, 994 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 87, 994 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 87, 994 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県松戸市三矢小台二丁目	から
千葉県市川市高谷	まで

(ロ) 延長

千葉県松戸市三矢小台二丁目	から	10.1	キロメートル
千葉県市川市高谷	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
千葉県松戸市三矢小台二丁目 千葉県市川市高谷	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県松戸市三矢小台二丁目 千葉県市川市高谷	から まで	80	10. 1	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県松戸市三矢小台二丁目 千葉県市川市高谷	から まで	4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
千葉県松戸市三矢小台二丁目	から	3. 00	メートル(土工部)	
千葉県市川市高谷	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道298号	千葉県松戸市三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ
一般国道298号	千葉県市川市国分	立体接続	市川北インターチェンジ
一般国道298号	千葉県市川市平田	立体接続	市川中央インターチェンジ
一般国道14号(京葉道路)	千葉県市川市稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション
一般国道298号	千葉県市川市高谷	立体接続	市川南インターチェンジ
県道高速湾岸線	千葉県市川市高谷	立体接続	高谷ジャンクション
東関東自動車道	千葉県市川市高谷	立体接続	高谷ジャンクション

(4)工事予算

813, 105 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

平成 21 年 10 月 13 日 (京葉JCT施工に伴う京葉道路切替)

平成 28 年 2 月 25 日 (一部供用開始)

平成 30 年 6 月 2 日 (供用開始)

令和 3 年 3 月 30 日 (残事業一部完成)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

748,884 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 746,318 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(茨城県鉾田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

茨城県鉾田市飯名	から
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田	まで

(ロ) 延長

茨城県鉾田市飯名	から	8.8	キロメートル
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
茨城県銚田市飯名 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県銚田市飯名 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田	から まで	100	8. 8	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県銚田市飯名 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

茨城県銚田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
茨城県鉾田市飯名		から	—	メートル(土工部)
茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田		まで	—	メートル(橋梁部)
			—	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田	立体接続	茨城空港北インターチェンジ

(4)工事予算

26, 270 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 30 年 2 月 3 日 (銚田IC～茨城空港北IC 供用開始)

令和 9 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31, 855 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 31, 039 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線(剣淵PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡剣淵町

(3) 工事予算

1,366 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 5 年 12 月 4 日

② 工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 747 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 677 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(銭函IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道小樽市星野町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
道道銭函インター線	北海道小樽市星野町	立体接続	銭函インターチェンジ

(4) 工事予算

5, 495 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成年月日

令和 2 年 2 月 24 日 (供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 228 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 228 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 3, 228 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線(手稲IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道札幌市手稲区富丘

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道手稲インター線	北海道札幌市手稲区富丘	立体接続	手稲インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 165 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成年月日

令和 元 年 11 月 24 日 (供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 127 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 127 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 1, 127 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(本別JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町勇足

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道中川郡本別町勇足	立体接続	本別ジャンクション

(4) 工事予算

1, 409 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 759 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 686 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内北見線(足寄IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道足寄郡足寄町郊南

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道242号	北海道足寄郡足寄町郊南	立体接続	足寄インターチェンジ
北海道横断自動車道黒松内北見線	北海道足寄郡足寄町郊南	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

1,169 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 669 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 609 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

日本海沿岸東北自動車道(雄和PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

秋田県秋田市

(3) 工事予算

1,307 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 10 年 4 月 30 日

② 工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 454 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 399 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道（八潮PA）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市

(3) 工事予算

41, 168 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 18 日

② 工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

50, 865 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 48, 400 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（鳥の海PA）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

宮城県亶理郡亶理町

(3) 工事予算

1, 079 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 16 年 6 月 29 日

② 工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 26 年 12 月 6 日 (供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 358 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 349 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで)(二次改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目	から
埼玉県三郷市鷹野三丁目	まで

(3) 工事予算

1, 774 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手年月日

平成 10 年 1 月 20 日

② 工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 30 年 6 月 2 日 (一部供用開始)

令和 13 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 073 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 992 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（三郷中央IC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市谷口

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道298号	埼玉県三郷市 谷口	立体接続	三郷中央インターチェンジ

(4) 工事予算

3, 133 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 6 月 2 日 (供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3,423 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 3,400 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(大栄JCT)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4) 工事予算

2, 245 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,796 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 2,679 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(横浜横須賀道路)
(神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで

(ロ) 延長

神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から	8.7	キロメートル
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から	第1種第3級	道路構造令
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から	80	8.7	
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から	6車線	6車線	
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで			

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2 (1. 75×2)	5. 00 (3. 50)	—	—	—	
トンネル部分	0. 75×2	1. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から	3.00	メートル(土工部)	
神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで	3.00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道16号(横浜横須賀道路)	神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	立体接続	釜利谷ジャンクション
都市計画道路 上郷公田線	神奈川県横浜市 栄区公田町	立体接続	公田インターチェンジ(仮称)
一般国道468号(横浜湘南道路)及 び 都市計画道路横浜藤沢線	神奈川県横浜市 栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目	立体接続	戸塚インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

370,175 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA 0+00)から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA 2+40)まで
平成 13 年 3 月 10 日

ロ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA 2+40)から神奈川県横浜市栄区飯島町(STA 59+30)まで
平成 13 年 8 月 14 日

ハ 神奈川県横浜市栄区飯島町(STA 59+30)から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目(STA 87+00)まで
令和 2 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

410, 031 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 391, 679 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県桶川市大字川田谷	から
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで

(ロ) 延長

埼玉県桶川市大字川田谷	から	10.8	キロメートル
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	第1種第2級	道路構造令
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	100	10. 8	
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	4車線	4車線	
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで			

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	4. 50	メートル(土工部)	
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道17号	埼玉県桶川市大字川田谷	立体接続	桶川北本インターチェンジ
県道川越栗橋線	埼玉県桶川市大字加納	立体接続	桶川加納インターチェンジ
一般国道122号	埼玉県久喜市菖蒲町	立体接続	白岡菖蒲インターチェンジ

(4)工事予算

63, 457 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

イ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA 133+43)から埼玉県桶川市大字川田谷(STA 134+95)まで
平成 27 年 3 月 1 日

別 紙 1

- ロ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA 134+95)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA 151+00)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ハ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA 151+00)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA 152+60)まで
平成 26 年 11 月 1 日
- ニ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA 152+60)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA 155+20)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA 155+20)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA 156+49)まで
平成 26 年 8 月 20 日
- ヘ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA 156+49)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA 159+19)まで
平成 26 年 12 月 1 日
- ト 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA 159+19)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA 161+94)まで
平成 26 年 12 月 20 日
- チ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA 161+94)から埼玉県北本市大字二ツ家(STA 164+22)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- リ 埼玉県北本市大字二ツ家(STA 164+22)から埼玉県北本市大字二ツ家(STA 167+37)まで
平成 26 年 12 月 11 日

別 紙 1

- 又 埼玉県北本市大字ニツ家(STA 167+37)から埼玉県桶川市大字加納(STA 167+86)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- ル 埼玉県桶川市大字加納(STA 167+86)から埼玉県桶川市大字加納(STA 168+46)まで
平成 27 年 2 月 16 日
- ヲ 埼玉県桶川市大字加納(STA 168+46)から埼玉県桶川市大字加納(STA 170+65)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- ワ 埼玉県桶川市大字加納(STA 170+65)から埼玉県桶川市大字加納(STA 179+47)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- カ 埼玉県桶川市大字加納(STA 179+47)から埼玉県桶川市大字加納(STA 180+84)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- ヨ 埼玉県桶川市大字加納(STA 180+84)から埼玉県桶川市大字加納(STA 182+59)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- タ 埼玉県桶川市大字加納(STA 182+59)から埼玉県桶川市大字加納(STA 183+91)まで
平成 24 年 12 月 21 日
- レ 埼玉県桶川市大字加納(STA 183+91)から埼玉県桶川市大字加納(STA 184+44)まで
平成 25 年 4 月 1 日

別 紙 1

ソ 埼玉県桶川市大字加納(STA 184+44)から埼玉県桶川市大字加納(STA 187+47)まで
平成 24 年 2 月 1 日

ツ 埼玉県桶川市大字加納(STA 187+47)から埼玉県桶川市大字加納(STA 187+88)まで
平成 24 年 10 月 16 日

ネ 埼玉県桶川市大字加納(STA 187+88)から埼玉県桶川市赤堀(STA 191+49)まで
平成 23 年 12 月 15 日

ナ 埼玉県桶川市赤堀(STA 191+49)から埼玉県桶川市赤堀(STA 192+00)まで
平成 24 年 4 月 1 日

ラ 埼玉県桶川市赤堀(STA 192+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA 195+00)まで
平成 23 年 12 月 15 日

ム 埼玉県桶川市大字五丁台(STA 195+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA 196+70)まで
平成 24 年 4 月 1 日

ウ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA 196+70)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA 197+16)まで
平成 26 年 8 月 22 日

ノ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA 197+16)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA 198+35)まで
平成 24 年 12 月 21 日

別 紙 1

オ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA 198+35)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA 207+94)まで
平成 24 年 4 月 1 日

ク 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA 207+94)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA 210+35)まで
平成 26 年 4 月 1 日

ヤ 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA 210+35)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA 241+72)まで
平成 25 年 10 月 1 日

桶川北本ICランプ部

マ 埼玉県桶川市大字川田谷(B-STA 2+31)から埼玉県桶川市大字川田谷(B-STA 4+51)まで
平成 26 年 4 月 1 日

ケ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-STA 0+74)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-STA 5+92)まで
平成 25 年 3 月 1 日

フ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-STA 5+92)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-STA 6+73)まで
平成 27 年 3 月 1 日

コ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-STA 6+73)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-STA 7+90)まで
平成 25 年 3 月 1 日

エ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-STA 7+90)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-STA 9+42)まで
平成 26 年 4 月 1 日

別 紙 1

テ 埼玉県桶川市大字川田谷(D-ST A 5+81)から埼玉県桶川市大字川田谷(D-ST A 10+26)まで
平成 25 年 3 月 1 日

桶川加納ICランプ部

ア 埼玉県桶川市大字加納(A-ST A 1+70)から埼玉県桶川市大字加納(A-ST A 2+50)まで
平成 26 年 12 月 1 日

サ 埼玉県桶川市大字加納(B-ST A 2+72)から埼玉県桶川市大字加納(B-ST A 3+02)まで
平成 25 年 11 月 1 日

キ 埼玉県桶川市大字加納(C-ST A 1+99)から埼玉県桶川市大字加納(C-ST A 3+80)まで
平成 24 年 5 月 15 日

コ 埼玉県桶川市大字加納(D-ST A 2+33)から埼玉県桶川市大字加納(D-ST A 2+72)まで
平成 24 年 5 月 15 日

メ 埼玉県桶川市大字加納(D-ST A 2+72)から埼玉県桶川市大字加納(D-ST A 4+40)まで
平成 27 年 2 月 11 日

桶川加納IC料金所部

ミ 埼玉県桶川市大字加納(B-ST A 0+80)から埼玉県桶川市大字加納(E-ST A 0+50)まで
平成 24 年 5 月 15 日

桶川加納IC料金所部

別 紙 1

シ 埼玉県桶川市大字加納(E-STA 1+30)から埼玉県桶川市大字加納(E-STA 1+58)まで
平成 25 年 10 月 1 日

ヒ 埼玉県桶川市大字加納(G-STA 1+98)から埼玉県桶川市大字加納(G-STA 2+48)まで
平成 24 年 5 月 15 日

モ 埼玉県桶川市大字加納(G-STA 2+98)から埼玉県桶川市大字加納(G-STA 3+32)まで
平成 26 年 1 月 1 日

セ 埼玉県桶川市大字加納(H-STA 2+32)から埼玉県桶川市大字加納(H-STA 3+07)まで
平成 24 年 5 月 15 日

菖蒲PA

ス 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA 207+22)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA 210+87)まで
平成 26 年 12 月 21 日

ス-1 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA 207+87)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA 208+60)まで
平成 27 年 4 月 30 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成年月日

別 紙 1

平成 27 年 10 月 31 日 (供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

65, 918 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 65, 918 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 65, 861 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)
(千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県茂原市石神	から
千葉県木更津市下郡	まで

(ロ) 延長

千葉県茂原市石神	から	21.3	キロメートル
千葉県木更津市下郡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
千葉県茂原市石神	から	第1種第2級	道路構造令
千葉県木更津市下郡	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県茂原市石神	から	100	21.3	
千葉県木更津市下郡	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県茂原市石神	から	2車線	4車線	
千葉県木更津市下郡	まで			

(ト)路肩の標準幅員

千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
千葉県茂原市石神	から	—	メートル(土工部)	
千葉県木更津市下郡	まで	—	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ
一般国道297号	千葉県市原市田尾	立体接続	市原鶴舞インターチェンジ
一般国道410号バイパス	千葉県木更津市下郡	立体接続	木更津東インターチェンジ

(4)工事予算

13, 659 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

イ 千葉県茂原市石神(STA 216+20)から千葉県長生郡長南町坂本(STA 219+73)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ロ 千葉県長生郡長南町坂本(STA 219+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA 220+73)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ハ 千葉県長生郡長南町坂本(STA 220+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA 222+77)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ニ 千葉県長生郡長南町坂本(STA 222+77)から千葉県長生郡長南町坂本(STA 233+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ホ-1 千葉県長生郡長南町坂本(STA 233+60)から千葉県長生郡長南町報恩寺(STA 243+17)まで
平成 24 年 11 月 1 日

ホ-2 千葉県長生郡長南町報恩寺(STA 243+17)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 250+00)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ホ-3 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 250+00)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 252+59)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ホ-4 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 252+59)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 252+64)まで
平成 24 年 8 月 1 日

別 紙 1

- ホ-5 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 252+59)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 253+00)まで
平成 24 年 10 月 1 日
- へ-1 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 253+00)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 253+05)まで
平成 24 年 8 月 1 日
- へ-2 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 253+05)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 259+20)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- へ-3 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 259+20)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 262+60)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ト-1 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 262+60)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 266+60)まで
平成 24 年 10 月 1 日
- ト-2 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA 266+60)から千葉県長生郡長南町岩撫(STA 272+86)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- チ-1 千葉県長生郡長南町岩撫(STA 272+86)から千葉縣市原市田尾(STA 297+06)まで
平成 24 年 3 月 26 日
- チ-2 千葉縣市原市田尾(STA 297+06)から千葉縣市原市田尾(STA 298+49.7)まで
平成 24 年 10 月 1 日

別 紙 1

- リ-1 千葉県市原市田尾(STA 298+49.7)から千葉県市原市山小川(STA 306+80)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- リ-2 千葉県市原市山小川(STA 306+80)から千葉県市原市山小川(STA 307+10)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- リ-3 千葉県市原市山小川(STA 307+10)から千葉県市原市山小川(STA 308+40)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- リ-4 千葉県市原市山小川(STA 308+40)から千葉県市原市山小川(STA 309+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- 又-1 千葉県市原市山小川(STA 308+40)から千葉県市原市山小川(STA 310+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- 又-2 千葉県市原市山小川(STA 310+00)から千葉県市原市不入(STA 313+81)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又-3 千葉県市原市不入(STA 313+81)から千葉県市原市不入(STA 316+57)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又-4 千葉県市原市不入(STA 316+57)から千葉県市原市大和田(STA 317+60)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

- 又-5 千葉県市原市大和田 (STA 317+60) から千葉県市原市大和田 (STA 320+05) まで
平成 25 年 2 月 20 日
- 又-6 千葉県市原市大和田 (STA 2320+05) から千葉県市原市大和田 (STA 321+18) まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又-7 千葉県市原市大和田 (STA 321+18) から千葉県市原市大和田 (STA 321+80) まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又-8 千葉県市原市大和田 (STA 321+80) から千葉県市原市大和田 (STA 325+40) まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又-9 千葉県市原市大和田 (STA 325+40) から千葉県市原市養老 (STA 327+3.5) まで
平成 25 年 2 月 12 日
- 又-10 千葉県市原市養老 (STA 327+3.5) から千葉県市原市久保 (STA 332+57) まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又-11 千葉県市原市久保 (STA 332+57) から千葉県市原市久保 (STA 332+72.6) まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又-12 千葉県市原市久保 (STA 332+72.6) から千葉県市原市山口 (STA 340+34) まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

ル-1 千葉県市原市山口(STA 340+34)から千葉県市原市山口(STA 358+20)まで

平成 24 年 11 月 1 日

ル-2 千葉県市原市山口(STA 358+20)から千葉県市原市山口(STA 360+84)まで

平成 25 年 2 月 1 日

ヲ 千葉県市原市山口(STA 360+84)から千葉県木更津市真理谷(STA 367+59)まで

平成 24 年 11 月 1 日

ワ-1 千葉県木更津市真理谷(STA 367+59)から千葉県木更津市真理谷(STA 372+41)まで

平成 24 年 12 月 1 日

ワ-2 千葉県木更津市真理谷(STA 372+41)から千葉県木更津市真理谷(STA 375+21)まで

平成 24 年 10 月 1 日

カ 千葉県木更津市真理谷(STA 375+21)から千葉県木更津市真理谷(STA 380+69)まで

平成 23 年 11 月 21 日

ヨ 千葉県木更津市真理谷(STA 380+69)から千葉県木更津市真理谷(STA 392+12)まで

平成 24 年 8 月 1 日

タ-1 千葉県木更津市真理谷(STA 392+12)から千葉県木更津市真理谷(STA 394+80)まで

平成 24 年 11 月 1 日

別 紙 1

タ-2 千葉県木更津市真理谷(STA 394+80)から千葉県木更津市真理谷(STA 400+51)まで
平成 24 年 3 月 26 日

レ 千葉県木更津市真理谷(STA 400+51)から千葉県木更津市真理谷(STA 2402+30.7)まで
平成 23 年 11 月 21 日

ソ 千葉県木更津市真理谷(STA 402+30.7)から千葉県木更津市真理谷(STA 404+78)まで
平成 24 年 3 月 26 日

ツ 千葉県木更津市真理谷(STA 404+78)から千葉県木更津市茅野(STA 413+63.6)まで
平成 23 年 11 月 21 日

ネ 千葉県木更津市茅野(STA 413+63.6)から千葉県木更津市下郡(STA 429+17)まで
平成 24 年 12 月 1 日

茂原長南IC 料金所部

ナ 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA 0+19.2)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA 1+10.8)まで
平成 23 年 11 月 21 日

茂原長南IC 管理施設部

ラ-1 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA 3+88.5)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA 3+7)まで
平成 24 年 3 月 26 日

別 紙 1

ラ-2 千葉県茂原市石神(B-STA 1+3)からまで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ-3 千葉県茂原市石神(C1-STA 0+0)から千葉県茂原市石神(C1-STA 2+0)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ-4 千葉県長生郡長南町千手堂(E-STA 0+0)から千葉県長生郡長南町千手堂(E-STA 12+15)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ-5 千葉県長生郡長南町千手堂(F-STA 12+18.6)から千葉県長生郡長南町千手堂(F-STA 21.10)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ-6 千葉県長生郡長南町千手堂(G-STA 12+11)から千葉県長生郡長南町千手堂(G-STA 21+00)まで
平成 24 年 7 月 18 日

市原鶴舞IC

ム-1 千葉県市原市山小川(A-STA 2+25.4)から千葉県市原市山小川(A-STA 5+44.9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム-2 千葉県市原市山小川(B-STA 2+25.4)から千葉県市原市山小川(B-STA 6+11.9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム-3 千葉県市原市山小川(B-STA 6+11.9)から千葉県市原市山小川(B-STA 6+42)まで
平成 25 年 2 月 1 日

別 紙 1

△-4 千葉県市原市山小川(B-ST A 6+42)から千葉県市原市山小川(B-ST A 7+72)まで
平成 24 年 12 月 1 日

△-5 千葉県市原市山小川(B-ST A 7+72)から千葉県市原市山小川(B-ST A 8+32.2)まで
平成 25 年 2 月 1 日

△-6 千葉県市原市山小川(C1-ST A 0+8.9)から千葉県市原市山小川(C1-ST A 4+17)まで
平成 24 年 12 月 1 日

△-7 千葉県市原市山小川(C1-ST A 4+8.5)から千葉県市原市山小川(C1-ST A 7+8.6)まで
平成 24 年 12 月 1 日

△-8 千葉県市原市山小川(C2-ST A 7+8.6)から千葉県市原市山小川(C2-ST A 7+38.9)まで
平成 25 年 2 月 1 日

△-9 千葉県市原市山小川(C2-ST A 7+38.9)から千葉県市原市山小川(C2-ST A 7+91.9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

△-10 千葉県市原市山小川(D-ST A 4+9.1)から千葉県市原市山小川(D-ST A 8+26.5)まで
平成 24 年 12 月 1 日

市原鶴舞IC 料金所部

ウ 千葉県市原市田尾(C1-ST A 0+8.95)から千葉県市原市田尾(E-ST A 0+41.05)まで
平成 23 年 11 月 21 日

市原鶴舞IC 管理施設部

ノ 千葉県市原市田尾(C1-STA 0+95)から千葉県市原市田尾(E-STA 0+68)まで
平成 24 年 3 月 26 日

市原鶴舞IC 297号接道まで

オ 千葉県市原市田尾(E-STA 0+41.05)(から千葉県市原市田尾(E-STA 2+34)まで
平成 24 年 11 月 1 日

高滝湖PA 内回り休憩施設

ク-1 千葉県市原市大和田から千葉県市原市大和田まで
平成 24 年 12 月 1 日

高滝湖PA 外回り休憩施設

ク-2 千葉県市原市大和田から千葉県市原市大和田まで
平成 26 年 12 月 11 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 25 年 4 月 27 日 (供用開始)

平成 25 年 7 月 12 日 (高滝湖PA内回り 供用開始)

別 紙 1

平成 27 年 8 月 10 日 (高滝湖PA外回り 供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 925 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14, 764 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道14号(京葉道路)(京葉市川PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号
(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

17, 018 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 4 月 24 日 (供用開始)

令和 9 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20,302 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19,814 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)
(神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号
(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市金沢区並木三丁目	から
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	まで

(ロ) 延長

神奈川県横浜市金沢区並木三丁目	から	4. 2 キロメートル
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
神奈川県横浜市金沢区並木三丁目	から	第1種第3級	道路構造令
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市金沢区並木三丁目	から	80	4. 2	
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市金沢区並木三丁目	から	6車線	6車線	6車線化
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県横浜市金沢区並木三丁目	から	3.00	メートル(土工部)	
神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	まで	3.00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道長浜第56号線	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
市道長浜第99号線	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
県道高速湾岸線 (首都高速道路湾岸線)	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	平面接続	並木インターチェンジ
市道堀口第531号線	神奈川県横浜市 金沢区能見台東	立体接続	堀口能見台インターチェンジ

(4)工事予算

176 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 3 年 12 月 17 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

327 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 318 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道126号(千葉東金道路)
(千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道126号
(有料道路名 : 千葉東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県東金市丹尾	から
千葉県山武市松尾町谷津	まで

(ロ) 延長

千葉県東金市丹尾	から	15.7	キロメートル
千葉県山武市松尾町谷津	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	第1種第2級	道路構造令
千葉県山武市松尾町谷津	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	100	15. 7	
千葉県山武市松尾町谷津	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾 千葉県山武市松尾町谷津	から まで	4車線	4車線	4車線化事業

(ト)路肩の標準幅員

千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
千葉県東金市丹尾	から	4. 50メートル(土工部)	
千葉県山武市松尾町谷津	まで	4. 50メートル(橋梁部)	
		—メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号 (東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県東金市丹尾	平面接続 立体接続	東金ジャンクション
東金市道5146号線	千葉県東金市丘山台	立体接続	東金インターチェンジ
県道成東酒々井線	千葉県山武市矢部	立体接続	山武成東インターチェンジ
一般国道126号 (銚子連絡道路)	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
県道成田松尾線	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ

(4)工事予算

22, 529 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 847 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 25, 649 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道466号(第三京浜道路)(野川IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道466号
(有料道路名 : 第三京浜道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県川崎市宮前区野川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道尻手黒川線	神奈川県川崎市 宮前区野川	立体接続	野川インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

17, 414 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

昭和 63 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12, 124 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11, 552 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(東京都西多摩郡日の出町平井から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

東京都西多摩郡日の出町平井

から

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金

まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4) 工事予算

1, 643 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

昭和 61 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 835 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 750 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

43, 471 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

47, 213 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容

個別箇所に関する工事の内容は、下記のとおりとする。

ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。

また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法								
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 佐野市 黒袴町	県道 佐野環状線	栃木県 佐野市 関川町及び 黒袴町	立体接続	平成21年9月11日	平成23年4月28日 (供用開始) 令和4年3月30日 (残事業完成)	846百万円	1,177百万円	—	佐野 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 宇都宮市 今里町	県道 上河内 スマート インター線	栃木県 宇都宮市 今里町	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	300百万円	338百万円	—	上河内 SA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法								
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	県道 那須高原 スマート インター線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	447百万円	483百万円	—	那須 高原 SA
東北横断自動車道 釜石秋田線	秋田県 大仙市 九升田	市道 赤坂強首線	秋田県 大仙市 強首及び 九升田	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月26日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	92百万円	96百万円	—	西仙北 SA
東北横断自動車道 いわき新潟線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	市道新津 1－90号線 及び 市道新津 1－91号線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	立体接続	平成21年9月11日	平成23年12月17日 (供用開始) 平成26年3月30日 (残事業完成)	1,271百万円	1,387百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	埼玉県 坂戸市塚崎	市道3979 号路線及び 市道6919 号路線	埼玉県 坂戸市塚崎 及び栗生田	立体接続	平成21年9月11日	平成25年8月25日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	1,885百万円	2,132百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	群馬県高崎 市上滝町	市道 G680号線 及び 市道 G681号線	群馬県高崎 市上滝町及 び佐波郡玉 村町上新田	立体接続	平成21年9月11日	平成26年2月22日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	2,762百万円	3,174百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	茨城県 石岡市 正上内	市道 A2485号線	茨城県 石岡市 正上内	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月24日 (供用開始) 平成25年3月28日 (残事業完成)	2,772百万円	3,006百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県 三条市 福島新田	市道岡野 新田1号線 及び 市道岡野 新田2号線	新潟県 三条市 福島新田	立体接続	平成21年9月11日	平成24年7月14日 (供用開始) 平成26年3月30日 (残事業完成)	904百万円	1,028百万円	—	栄PA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
関越自動車道 新潟線	埼玉県大里 郡寄居町用 土	深谷市道 岡2-570号 及び 寄居町道 A046号線	埼玉県深谷 市本郷及び 大里郡寄居 町用土	立体接続	平成24年5月1日	平成31年3月28日 (下り線供用開始) 令和3年3月28日 (上り線供用開始) 令和4年3月30日 (残事業完成)	1,392百万円	1,657百万円	—	寄居 PA
関越自動車道 新潟線	埼玉県児玉 郡上里町大 字五明	町道2480号 線及び 町道2087号 線	埼玉県児玉 郡上里町大 字五明	立体接続	平成24年5月1日	平成27年12月20日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	1,165百万円	1,240百万円	—	上里 SA
北陸自動車道	新潟県長岡 市上野町	市道上川西 398号線及び 市道上川西 399号線	新潟県長岡 市上野町及 び大荒戸町	立体接続	平成24年5月1日	平成29年3月25日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	2,490百万円	2,569百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県新潟 市江南区西 野	主要地方道 新潟港横越 線	新潟県新潟 市江南区西 野	立体接続	平成24年5月1日	平成28年3月26日 (供用開始) 平成29年3月31日 (残事業完成)	3,376百万円	3,562百万円	—	本線 直結 型
北海道縦貫自動車 道 函館名寄線	北海道砂川 市空知太	市道砂川SA スマートイン ター線	北海道砂川 市北光	立体接続	平成25年7月1日	平成27年8月8日 (供用開始) 平成29年3月30日 (残事業完成)	420百万円	455百万円	—	砂川 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	福島県郡山 市大槻町	市道中央イン ター1号線及 び市道中央 インター2号 線	福島県郡山 市大槻町及 び片平町	立体接続	平成25年7月1日	平成31年1月13日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	2,359百万円	2,697百万円	—	本線 直結 型
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県奥州 市胆沢区小 山	市道附野下 笹森線及び 県道衣川水 沢線	岩手県奥州 市胆沢区小 山	立体接続	平成25年7月1日	平成30年4月21日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	2,515百万円	2,672百万円	—	本線 直結 型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県紫波 郡矢巾町大 字煙山	県道不動盛 岡線及び町 道堤川目線	岩手県柴波 郡矢巾町大 字上矢次及 び煙山	立体接続	平成25年7月1日	平成30年3月24日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	1,202百万円	1,297百万円	—	矢巾 PA
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県滝沢 市高屋敷平	市道茨島土 沢線	岩手県滝沢 市高屋敷平	立体接続	平成25年7月1日	平成31年4月20日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	4,389百万円	4,480百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	福島県南相 馬市鹿島区 浮田字榎木 沢	市道西138 号線	福島県南相 馬市鹿島区 浮田字榎木 沢	立体接続	平成25年7月1日	平成27年2月21日 (供用開始) 平成28年3月30日 (残事業完成)	287百万円	291百万円	—	南相馬 鹿島 SA
常磐自動車道	宮城県亘理 郡山元町坂 元字法羅	町道坂元イン ター線	宮城県亘理 郡山元町坂 元字上小山	立体接続	平成25年7月1日	平成29年4月1日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	2,740百万円	2,875百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	宮城県亘理 郡亘理町逢 隈高屋	町道亘理ス マートイン ター線	宮城県亘理 郡亘理町逢 隈高屋字新 谷地	立体接続	平成25年7月1日	平成28年3月19日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	623百万円	702百万円	—	鳥の海 PA
北関東自動車道	群馬県太田 市成塚町	市道太田成 塚北金井10 93号線	群馬県太田 市北金井町	立体接続	平成25年7月1日	平成30年7月28日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	1,252百万円	1,348百万円	—	太田強 戸 PA
一般国道6号 (仙台東部道路)	宮城県名取 市下増田耕 谷	市道飯野坂 杉ヶ袋線	宮城県名取 市下増田耕 谷及び飯野 坂小揚場	立体接続	平成25年7月1日	平成29年3月18日 (供用開始) 平成30年3月30日 (残事業完成)	2,275百万円	2,352百万円	—	本線 直結 型

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ) 工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法								
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
一般国道468号 (東京湾横断・木更 津東金道路)	千葉県大網 白里市小中	市道01-03 2号線	千葉県大網 白里市小中	立体接続	平成25年7月1日	平成31年3月24日 (供用開始) 令和2年3月30日 (残事業完成)	3,034百万円	3,264百万円	—	本線 直結 型
一般国道468号 (東京湾横断・木更 津東金道路)	千葉県茂原 市国府関	市道3級42 21号線	千葉県茂原 市国府関	立体接続	平成25年7月1日	令和2年2月16日 (供用開始) 令和3年3月30日 (残事業完成)	2,673百万円	2,930百万円	—	本線 直結 型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線
(長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市大字中屋敷まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

長野県上水内郡信濃町大字野尻	から
新潟県上越市大字中屋敷	まで

(ロ) 延長

長野県上水内郡信濃町大字野尻	から	37.5	キロメートル
新潟県上越市大字中屋敷	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間			道路の区分	摘 要
I	長野県上水内郡信濃町大字野尻 新潟県上越市中郷区二本木	から まで	第1種第3級	道路構造令
II	新潟県上越市中郷区二本木 新潟県上越市大字中屋敷	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間			設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
I	長野県上水内郡信濃町大字野尻 新潟県上越市中郷区二本木	から まで	80	37. 5	延長は全区間を纏めて 記載。
II	新潟県上越市中郷区二本木 新潟県上越市大字中屋敷	から まで	100	0. 0	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間			工事施工	用地買収	摘 要
I	長野県上水内郡信濃町大字野尻 新潟県上越市中郷区二本木	から まで	4車線	4車線	4車線化
II	新潟県上越市中郷区二本木 新潟県上越市大字中屋敷	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

I 長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市中郷区二本木まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75	1. 75	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75	1. 75	—	—	—	

別 紙 1

Ⅱ 新潟県上越市中郷区二本木から新潟県上越市大字中屋敷まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50	2. 50	2. 50	1. 25	3. 75	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間			幅員		摘要
Ⅰ	長野県上水内郡信濃町大字野尻	から	3. 00	メートル(土工部)	
	新潟県上越市中郷区二本木	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
			—	メートル(掘割部)	
Ⅱ	新潟県上越市中郷区二本木	から	4. 50	メートル(土工部)	
	新潟県上越市大字中屋敷	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
			—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

81,364 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

平成 30 年 12 月 7 日 (一部供用開始)

令和 元 年 12 月 5 日 (供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

87, 845 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 87, 113 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線
(千葉県木更津市中烏田から千葉県富津市竹岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県木更津市中烏田	から
千葉県富津市竹岡	まで

(ロ) 延長

千葉県木更津市中烏田	から	20.7	キロメートル
千葉県富津市竹岡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
千葉県木更津市中烏田	から	第1種第2級	道路構造令
千葉県富津市竹岡	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県木更津市中烏田	から	100	20. 7	
千葉県富津市竹岡	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県木更津市中烏田	から	4車線	4車線	4車線化
千葉県富津市竹岡	まで			

(ト)路肩の標準幅員

千葉県木更津市中烏田から千葉県富津市竹岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
千葉県木更津市中烏田	から	4. 50	メートル(土工部)	
千葉県富津市竹岡	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

30, 037 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 31 年 3 月 31 日 (木更津南JCT～富津中央IC 供用開始)

令和 2 年 3 月 6 日 (富津中央IC～富津竹岡IC 供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

33, 260 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 33, 108 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線（潮来IC）（改築）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県潮来市福島

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般県道水戸神栖線	茨城県潮来市福島	立体接続	潮来インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 245 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 468 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 401 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東関東自動車道水戸線（鉾田IC）（改築）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県鉾田市秋山

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ

(4) 工事予算

1,490 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 779 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 698 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(埼玉県久喜市下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県久喜市下早見	から
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで

(ロ) 延長

埼玉県久喜市下早見	から	12.7	キロメートル
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
埼玉県久喜市下早見 茨城県猿島郡五霞町大字江川	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市下早見 茨城県猿島郡五霞町大字江川	から まで	100	12. 7	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市下早見 茨城県猿島郡五霞町大字江川	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県久喜市下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 5 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
埼玉県久喜市下早見	から	—	メートル(土工部)	
茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで	—	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
東北縦貫自動車道弘前線	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション
都市計画道路 惣新田・幸手線	埼玉県幸手市 大字平須賀	立体接続	幸手インターチェンジ
一般国道4号	茨城県猿島郡五霞町 大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ

(4)工事予算

25, 514 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

- イ 埼玉県久喜市下早見(STA 274+95)から埼玉県幸手市大字上高野(STA 331+83)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ロ 埼玉県幸手市大字上高野(STA 331+83)から埼玉県幸手市大字上高野(STA 335+54)まで
平成 26 年 11 月 13 日
- ハ 埼玉県幸手市大字上高野(STA 335+54)から埼玉県幸手市大字上高野(STA 339+04)まで
平成 26 年 10 月 1 日
- ニ 埼玉県幸手市大字上高野(STA 339+04)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA 357+16)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ホ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA 357+16)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA 361+47)まで
平成 24 年 7 月 1 日
- ヘ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA 361+47)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA 361+56)まで
平成 25 年 1 月 15 日
- ト 埼玉県幸手市大字平須賀(STA 361+56)から埼玉県幸手市大字木立(STA 382+10)まで
平成 24 年 7 月 1 日
- チ 埼玉県幸手市大字木立(STA 382+10)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 5+37)まで
平成 26 年 8 月 1 日

別 紙 1

リ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 5+37)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 10+43)まで
平成 26 年 4 月 1 日

ヌ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 10+43)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 12+30)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ル 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 12+30)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 14+31)まで
平成 26 年 10 月 30 日

ヲ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA 14+31)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 15+01)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ワ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 15+01)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 16+91)まで
平成 26 年 10 月 30 日

幸手IC ランプ部

カ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-STA 1+28)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-STA 0+64)まで
平成 26 年 5 月 1 日

コ 埼玉県幸手市大字平須賀(H-STA 0+64)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-STA 1+10)まで
平成 26 年 8 月 1 日

ク 埼玉県幸手市大字平須賀(A-STA 1+06)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA 0+67)まで
平成 26 年 5 月 1 日

別 紙 1

レ 埼玉県幸手市大字平須賀(E-ST A 0+67)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-ST A 1+12)まで
平成 26 年 8 月 1 日

幸手IC 管理施設部

ソ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-ST A 1+31)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A 0+56)まで
平成 26 年 4 月 1 日

五霞IC ランプ部

ツ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-ST A 0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-ST A 0+12)まで
平成 26 年 10 月 30 日

ネ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-ST A 0+12)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-ST A 1+93)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ナ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-ST A 1+86)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-ST A 3+68)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ラ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-ST A 0+52)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-ST A 2+25)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ム 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-ST A 1+79)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-ST A 4+50)まで
平成 26 年 10 月 30 日

別 紙 1

- ウ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-STA 0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-STA 1+56)まで
平成 26 年 11 月 26 日
- ノ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(F-STA 1+58)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(F-STA 4+10)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- オ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(G-STA 1+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(G-STA 4+12)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- ク 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(H-STA 1+60)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(H-STA 3+91)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ヤ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 0+02)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 1+46)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- マ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 1+46)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 3+83)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ケ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 3+83)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 6+80)まで
平成 26 年 12 月 16 日
- フ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA 6+80)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA 7+37)まで
平成 26 年 12 月 6 日

別 紙 1

コ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主 (I-STA 7+37) から茨城県猿島郡五霞町大字幸主 (I-STA 8+78) まで
平成 26 年 11 月 18 日

エ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主 (I-STA 8+78) から茨城県猿島郡五霞町大字幸主 (I-STA 8+96) まで
平成 26 年 12 月 6 日

テ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主 (I-STA 8+96) から茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA 11+72) まで
平成 26 年 11 月 13 日

ア 茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA 11+72) から茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA 11+88) まで
平成 27 年 2 月 1 日

サ 茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA 11+88) から茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA 14+15) まで
平成 26 年 12 月 6 日

五霞IC 料金所部

キ 茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA 5+65) から茨城県猿島郡五霞町大字江川 (I-STA 6+30) まで
平成 26 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

平成 27 年 3 月 29 日 (供用開始)

平成 27 年 10 月 31 日 (五霞インターチェンジ増設レーン 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 791 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 26, 520 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

茨城県猿島郡五霞町大字江川	から
茨城県つくば市新井	まで

(ロ) 延長

茨城県猿島郡五霞町大字江川	から	35.4	キロメートル
茨城県つくば市新井	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川	から	第1種第2級	道路構造令
茨城県つくば市新井	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川	から	100	35. 4	
茨城県つくば市新井	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 茨城県つくば市新井	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.5メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から	— メートル(土工部)	
茨城県つくば市新井 まで	— メートル(橋梁部)	
	— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道4号	茨城県猿島郡 五霞町大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ
一般国道354号	茨城県猿島郡 境町大字蛇池	立体接続	境古河インターチェンジ
主要地方道結城岩井線	茨城県坂東市 富田	立体接続	坂東インターチェンジ
一般国道294号	茨城県常総市 三坂新田町	立体接続	常総インターチェンジ
県道取手つくば線	茨城県つくば市 柳橋	立体接続	つくば中央インターチェンジ

(4)工事予算

43, 594 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 16+91)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 17+13)まで
平成 26 年 10 月 30 日
- ロ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 17+13)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 19+34)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ハ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 19+34)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 23+00)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ニ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 23+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 26+60)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ホ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA 26+60)から茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA 30+20)まで
平成 26 年 12 月 11 日
- ヘ 茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA 30+20)から茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA 37+30)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ト 茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA 37+30)から茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA 41+90)まで
平成 26 年 11 月 1 日

別 紙 1

チ 茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA 41+90)から茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA 50+25)まで
平成 26 年 9 月 1 日

リ 茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA 50+25)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA 79+72)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヌ 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA 79+72)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA 80+40)まで
平成 25 年 2 月 1 日

ル 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA 80+40)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 88+80)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヲ-1-1-1 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 88+80)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 92+00)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ-1-1-2 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 92+00)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 93+23)まで
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ-1-1-3 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 93+23)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 99+00)まで
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ-1-1-4 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA 99+00)から茨城県猿島郡境町山崎(STA 111+28)まで
平成 28 年 8 月 1 日

別 紙 1

ヲ-1-2 茨城県猿島郡境町山崎(STA 111+28)から茨城県猿島郡境町山崎(STA 120+00)まで
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ-1-3-1 茨城県猿島郡境町山崎(STA 120+00)から茨城県坂東市菅谷(STA 129+03)まで
平成 28 年 3 月 1 日

ヲ-1-3-2 茨城県坂東市菅谷(STA 129+03)から茨城県坂東市生子(STA 140+00)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ-1-3-3 茨城県坂東市生子(STA 140+00)から茨城県坂東市生子(STA 156+60)まで
平成 28 年 1 月 1 日

ヲ-1-4 茨城県坂東市生子(STA 156+60)から茨城県坂東市半谷(STA 159+11)まで
平成 28 年 2 月 1 日

ヲ-1-5-1 茨城県坂東市半谷(STA 159+11)から茨城県坂東市富田(STA 162+80)まで
平成 28 年 8 月 1 日

ヲ-1-5-2 茨城県坂東市富田(STA 162+80)から茨城県坂東市富田(STA 167+90)まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ-1-5-3 茨城県坂東市富田(STA 167+90)から茨城県坂東市富田(STA 172+45)まで
平成 28 年 4 月 1 日

別 紙 1

- ヲ-2 茨城県坂東市富田(STA 172+45)から茨城県坂東市弓田(STA 181+17)まで
平成 28 年 4 月 1 日
- ヲ-3-1 茨城県坂東市弓田(STA 181+17)から茨城県坂東市弓田(STA 182+22)まで
平成 28 年 6 月 1 日
- ヲ-3-2 茨城県坂東市弓田(STA 182+22)から茨城県坂東市弓田(STA 208+20)まで
平成 28 年 8 月 1 日
- ヲ-4 茨城県坂東市弓田(STA 208+20)から茨城県常総市大生郷町(STA 231+73)まで
平成 28 年 5 月 1 日
- ヲ-5 茨城県常総市大生郷町(STA 231+73)から茨城県常総市花島町(STA 251+16)まで
平成 28 年 8 月 1 日
- ヲ-6 茨城県常総市花島町(STA 251+16)から茨城県常総市三坂町(STA 266+19)まで
平成 28 年 5 月 1 日
- ヲ-7 茨城県常総市三坂町(STA 266+19)から茨城県常総市三坂町(STA 269+17)まで
平成 28 年 9 月 1 日
- ヲ-8 茨城県常総市三坂町(STA 269+17)から茨城県つくば市高良田元上新田(STA 292+93)まで
平成 28 年 5 月 1 日

別 紙 1

ヲ-9 茨城県つくば市高良田元上新田(STA 292+93)から茨城県つくば市高須賀(STA 298+71)まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ-10 茨城県つくば市高須賀(STA 298+71))から茨城県つくば市高須賀(STA 302+38)まで
平成 28 年 6 月 1 日

ヲ-11 茨城県つくば市高須賀(STA 302+38)から茨城県つくば市高須賀(STA 311+00)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ-12 茨城県つくば市高須賀(STA 311+00)から茨城県つくば市島名(STA 343+77)まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ-13 茨城県つくば市島名(STA 343+77)から茨城県つくば市平(STA 352+40)まで
平成 28 年 5 月 1 日

ヲ-14 茨城県つくば市平(STA 352+40)から茨城県つくば市大白谿(STA 354+00)まで
平成 28 年 8 月 8 日

ヲ-15 茨城県つくば市大白谿(STA 354+00)から茨城県つくば市柳橋(STA 367+47)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ヲ-16 茨城県つくば市柳橋(STA 367+47)から茨城県つくば市新井(STA 371+21)まで
平成 28 年 8 月 8 日

坂東IC ランプ部

別 紙 1

ワ-1 茨城県坂東市富田(C-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(E-ST A 0+35)まで
平成 27 年 7 月 10 日

ワ-2 茨城県坂東市富田(A-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(A-ST A 4+02)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ-3 茨城県坂東市富田(B-ST A 1+00)から茨城県坂東市弓田(B-ST A 4+64)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ-4 茨城県坂東市富田(C-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(C-ST A 6+04)まで
平成 28 年 4 月 1 日

ワ-5 茨城県坂東市富田(D-ST A 1+00)から茨城県坂東市富田(D-ST A 8+23)まで
平成 28 年 4 月 1 日

常総IC ランプ部

カ-1 茨城県常総市三坂町(A-ST A 0+55)から茨城県常総市三坂町(E-ST A 0+25)まで
平成 27 年 7 月 1 日

カ-2 茨城県常総市三坂町(A-ST A 0+55)から茨城県常総市三坂町(A-ST A 1+00)まで
平成 28 年 3 月 1 日

常総IC ランプ部

別 紙 1

カ-3 茨城県常総市三坂町(A-STA 6+35)から茨城県常総市三坂町(A-STA 6+90)まで
平成 28 年 5 月 1 日

カ-4 茨城県常総市三坂町(B-STA 6+92)から茨城県常総市三坂新田町(B-STA 8+12)まで
平成 28 年 5 月 1 日

カ-5 茨城県常総市三坂町(D-STA 2+40)から茨城県常総市三坂町(D-STA 5+68)まで
平成 28 年 5 月 1 日

カ-6 茨城県常総市三坂町(A-STA 0+77)から茨城県常総市三坂町(A-STA 6+35)まで
平成 28 年 9 月 1 日

カ-7 茨城県常総市三坂町(B-STA 1+00)から茨城県常総市三坂町(B-STA 6+92)まで
平成 28 年 9 月 1 日

カ-8 茨城県常総市三坂町(C-STA 0+77)から茨城県常総市三坂町(C-STA 4+31)まで
平成 28 年 9 月 1 日

カ-9 茨城県常総市三坂町(D-STA 1+00)から茨城県常総市三坂町(D-STA 2+40)まで
平成 28 年 9 月 1 日

つくば中央IC

ヨ-1 茨城県つくば市新井(A-STA 0+85)から茨城県つくば市新井(A-STA 3+55)まで
平成 28 年 8 月 8 日

別 紙 1

ヨ-2 茨城県つくば市新井(D-STA 1+50)から茨城県つくば市柳橋(D-STA 7+79)まで
平成 28 年 8 月 8 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 27 年 3 月 29 日 (五霞～境古河 供用開始)

平成 29 年 2 月 26 日 (境古河～つくば中央 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

46, 743 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 45, 914 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

茨城県稲敷市沼田	から
千葉県成田市吉岡	まで

(ロ) 延長

茨城県稲敷市沼田	から	20.3	キロメートル
千葉県成田市吉岡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	第1種第2級	道路構造令
千葉県成田市吉岡	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	100	20. 3	
千葉県成田市吉岡	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県稲敷市沼田 千葉県成田市吉岡	から まで	2車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2 2. 30×1 2. 50×1	3. 50 2. 30 2. 50	—	—	—	稲敷～神崎 神崎～大栄 神崎～大栄
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 5 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
茨城県稲敷市沼田 から	— メートル(土工部)	
千葉県成田市吉岡 まで	— メートル(橋梁部)	
	— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
主要地方道 江戸崎新利根線	茨城県稲敷市 沼田	立体接続	稲敷インターチェンジ
県道 江戸崎下総線	茨城県稲敷市 桑山	立体接続	稲敷東インターチェンジ
一般国道356号	千葉県香取郡 神崎町大字松崎	立体接続	神崎インターチェンジ
主要地方道 成田下総線	千葉県成田市 青山	立体接続	下総インターチェンジ
東関東自動車道 水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4)工事予算

20, 225 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手予定年月日

- イ-1 茨城県稲敷市沼田(STA 195+40)から茨城県稲敷市沼田(STA 203+05)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ-2 茨城県稲敷市沼田(STA203+05)から茨城県稲敷市沼田(STA205+45)まで
平成 25 年 7 月 1 日
- イ-3 茨城県稲敷市沼田(STA 205+45)から茨城県稲敷市沼田(STA 208+55)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- イ-4 茨城県稲敷市沼田(STA 208+55)から茨城県稲敷市沼田(STA 209+75)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ-5 茨城県稲敷市沼田(STA 209+75)から茨城県稲敷市沼田(STA 210+75)まで
平成 25 年 10 月 1 日
- イ-6 茨城県稲敷市沼田(STA 210+75)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 211+95)まで
平成 25 年 8 月 1 日
- イ-7 茨城県稲敷市江戸崎(STA 211+95)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 213+20)まで
平成 26 年 3 月 1 日

別 紙 1

イ-8 茨城県稲敷市江戸崎(STA 213+20)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 220+74)まで
平成 25 年 8 月 1 日

イ-9 茨城県稲敷市江戸崎(STA 220+74)から茨城県稲敷市江戸崎(STA 225+65)まで
平成 25 年 7 月 1 日

イ-10 茨城県稲敷市江戸崎(STA 225+65)から茨城県稲敷市駒塚(STA 233+35)まで
平成 25 年 4 月 1 日

ロ-1 茨城県稲敷市駒塚(STA 233+35)から茨城県稲敷市駒塚(STA 233+85)まで
平成 25 年 11 月 1 日

ロ-2 茨城県稲敷市駒塚(STA 233+85)から茨城県稲敷市駒塚(STA 236+00)まで
平成 26 年 3 月 1 日

ロ-3 茨城県稲敷市駒塚(STA 236+00)から茨城県稲敷市椎塚(STA 237+82)まで
平成 25 年 9 月 1 日

ロ-4 茨城県稲敷市椎塚(STA 237+82)から茨城県稲敷市椎塚(STA 242+85)まで
平成 25 年 10 月 1 日

ロ-5 茨城県稲敷市椎塚(STA 242+85)から茨城県稲敷市清水(STA 247+10)まで
平成 26 年 3 月 1 日

別 紙 1

□-6 茨城県稲敷市清水(STA 247+10)から茨城県稲敷市清水(STA 248+89)まで
平成 25 年 11 月 1 日

□-7 茨城県稲敷市清水(STA 248+89)から茨城県稲敷市清水(STA 252+90)まで
平成 25 年 10 月 1 日

ハ-1 茨城県稲敷市清水(STA 252+90)から茨城県稲敷市清水(STA 265+45)まで
平成 25 年 10 月 1 日

ハ-2 茨城県稲敷市清水(STA 265+45)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 4+65)まで
平成 25 年 4 月 1 日

二-3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 4+65)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 7+80)まで
平成 25 年 11 月 1 日

二-4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 7+80)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 12+60)まで
平成 26 年 7 月 17 日

二-5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 12+60)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+24)まで
平成 26 年 8 月 1 日

ホ-1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+24)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+55)まで
平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

ホ-2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA 13+55)から千葉県成田市高(STA 17+20)まで
平成 26 年 8 月 1 日

ホ-3 千葉県成田市高(STA 17+20)から千葉県成田市高(STA 17+80)まで
平成 26 年 10 月 1 日

ホ-4 千葉県成田市高(STA 17+80)から千葉県成田市高(STA 19+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日

ホ-5 千葉県成田市高(STA 19+40)から千葉県成田市高(STA 19+64)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ-6 千葉県成田市高(STA 19+64)から千葉県成田市高(STA 20+24)まで
平成 26 年 8 月 18 日

ホ-7 千葉県成田市高(STA 20+24)から千葉県成田市高(STA 21+46)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ-8 千葉県成田市高(STA 21+46)から千葉県成田市高(STA 22+02)まで
平成 26 年 11 月 10 日

ホ-9 千葉県成田市高(STA 22+02)から千葉県成田市名木(STA 24+35)まで
平成 26 年 9 月 15 日

別 紙 1

ホ-10 千葉県成田市名木(STA 24+35)から千葉県成田市名木(STA 27+80)まで
平成 26 年 11 月 20 日

ホ-11 千葉県成田市名木(STA 27+80)から千葉県成田市名木(STA 31+20)まで
平成 26 年 12 月 1 日

ホ-12 千葉県成田市名木(STA 31+20)から千葉県成田市名木(STA 32+10)まで
平成 26 年 10 月 1 日

ホ-13 千葉県成田市名木(STA 32+10)から千葉県成田市名木(STA 35+50)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ-14 千葉県成田市名木(STA 35+50)から千葉県成田市名木(STA 37+60)まで
平成 26 年 11 月 20 日

ホ-15 千葉県成田市名木(STA 37+60)から千葉県成田市名木(STA 39+00)まで
平成 26 年 12 月 1 日

ホ-16 千葉県成田市名木(STA 39+00)から千葉県成田市名木(STA 41+83)まで
平成 26 年 11 月 10 日

ホ-17 千葉県成田市名木(STA 41+83)から千葉県成田市名木(STA 45+40)まで
平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

- へ-1 千葉県成田市名木(STA 45+40)から千葉県成田市倉水(STA 59+20)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-2 千葉県成田市倉水(STA 59+20)から千葉県成田市稲荷山(STA 60+40)まで
平成 26 年 12 月 1 日
- へ-3 千葉県成田市稲荷山(STA 60+40)から千葉県成田市稲荷山(STA 63+00)まで
平成 26 年 11 月 10 日
- へ-4 千葉県成田市稲荷山(STA 60+40)から千葉県成田市成井(STA 63+80)まで
平成 26 年 10 月 1 日
- へ-5 千葉県成田市成井(STA 63+80)から千葉県成田市成井(STA 66+20)まで
平成 26 年 11 月 20 日
- へ-6 千葉県成田市成井(STA 66+20)から千葉県成田市成井(STA 67+45)まで
平成 26 年 12 月 10 日
- へ-7 千葉県成田市成井(STA 67+45)から千葉県成田市成井(STA 68+20)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-8 千葉県成田市成井(STA 68+20)から千葉県成田市成井(STA 71+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日

別 紙 1

へ-9 千葉県成田市成井(STA 71+40)から千葉県成田市成井(STA 73+46)まで
平成 26 年 7 月 17 日

へ-10 千葉県成田市成井(STA 73+46)から千葉県成田市芝(STA 76+52)まで
平成 26 年 8 月 18 日

へ-11 千葉県成田市芝(STA 76+52)から千葉県成田市芝(STA 87+77)まで
平成 26 年 7 月 17 日

へ-12 千葉県成田市芝(STA 87+77)から千葉県成田市芝(STA 92+20)まで
平成 26 年 8 月 18 日

へ-13 千葉県成田市芝(STA 92+20)から千葉県成田市吉岡(STA 101+68)まで
平成 26 年 7 月 17 日

へ-14 千葉県成田市吉岡(STA 101+68)から千葉県成田市吉岡(STA 102+95)まで
平成 26 年 9 月 15 日

ト 千葉県成田市吉岡(STA 102+95)から千葉県成田市吉岡(STA 106+70)まで
平成 26 年 11 月 20 日

稲敷東IC

ハ 茨城県稲敷市清水(A-STA 0+85)から茨城県稲敷市清水(E-STA 0+55)まで

神崎IC

別 紙 1

二-1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C-ST A 2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-ST A 0+50)まで
平成 25 年 1 月 21 日

二-2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-ST A 0+50)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(E-ST A 3+25)まで
平成 25 年 10 月 1 日

二-3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-ST A 2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(B-ST A 7+06)まで
平成 26 年 7 月 17 日

二-4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-ST A 2+22)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C1-ST A 4+58)まで
平成 26 年 7 月 17 日

二-5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-ST A 0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(C2-ST A 3+20)まで
平成 26 年 7 月 17 日

二-6 千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-ST A 0+0)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(D-ST A 2+0)まで
平成 26 年 9 月 1 日

下総IC

へ-1 千葉県成田市青山(C1-ST A 0+50)から千葉県成田市青山(E-ST A 0+71)まで
平成 26 年 7 月 17 日

へ-2 千葉県成田市青山(C1-ST A 0+50)から千葉県成田市青山(C1-ST A 1+91)まで
平成 26 年 9 月 1 日

別 紙 1

- へ-3 千葉県成田市青山(A-ST A 0+50)から千葉県成田市名木(A-ST A 4+25)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-4 千葉県成田市青山(B-ST A 0+50)から千葉県成田市名木(B-ST A 4+96)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-5 千葉県成田市青山(C2-ST A 1+91)から千葉県成田市名木(C2-ST A 4+97)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-6 千葉県成田市青山(D-ST A 1+91)から千葉県成田市名木(D-ST A 5+86)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ-7 千葉県成田市青山(E-ST A 0+71)から千葉県成田市名木(E-ST A 1+91)まで
平成 27 年 1 月 1 日

大栄JCT

- ト-1 千葉県成田市吉岡(B-ST A 2+10)から千葉県成田市吉岡(B-ST A 9+53)まで
平成 26 年 12 月 1 日
- ト-2 千葉県成田市吉岡(H-ST A 2+10)から千葉県成田市吉岡(H-ST A 7+48)まで
平成 26 年 12 月 1 日

神崎PA(仮称)

チ-1 千葉県香取郡神崎町大字松崎から千葉県香取郡神崎町大字松崎まで
令和 6 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 26 年 4 月 12 日 (稲敷IC～神崎IC 供用開始)

平成 27 年 6 月 7 日 (神崎IC～大栄JCT 供用開始)

令和 7 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

22, 069 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 21, 787 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線
(東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都三鷹市北野	から
東京都練馬区大泉町	まで

(ロ) 延長

東京都三鷹市北野	から	9.8	キロメートル
東京都練馬区大泉町	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
東京都三鷹市北野 東京都練馬区大泉町	から まで	第2種第1級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都三鷹市北野 東京都練馬区大泉町	から まで	80	9. 8	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 25 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
東京都三鷹市北野	から	6車線	6車線	
東京都練馬区大泉町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
トンネル部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
東京都三鷹市北野	から	— メートル(土工部)	
東京都練馬区大泉町	まで	— メートル(橋梁部)	
		— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
中央自動車道富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続 平面接続	中央ジャンクション(仮称) 本線
都道新宿国立線	東京都三鷹市牟礼	立体接続	東八道路インターチェンジ(仮称)
都道東京所沢線	東京都練馬区関町南	立体接続	青梅街道インターチェンジ(仮称)
都道練馬所沢線	東京都練馬区東大泉	立体接続	目白通りインターチェンジ(仮称)
東北縦貫自動車道弘前線	東京都練馬区大泉町	平面接続	本線
関越自動車道新潟線	東京都練馬区大泉町	立体接続	大泉ジャンクション

(4)工事予算

960, 908 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 東京都三鷹市北野(STA 63+36)から東京都練馬区石神井台(STA 133+16)まで
令和 2 年 4 月 1 日
- ロ 東京都練馬区石神井台(STA 133+16)から東京都練馬区石神井台(STA 137+10)まで
令和 2 年 4 月 1 日
- ハ 東京都練馬区石神井台(STA 137+10)から東京都練馬区石神井町(STA 149+40)まで
令和 元 年 8 月 15 日
- ニ 東京都練馬区石神井町(STA 149+40)から東京都練馬区大泉町(STA 159+15)まで
平成 29 年 6 月 1 日
- ホ 東京都練馬区大泉町(STA 159+15)から東京都練馬区大泉町(STA 160+89)まで
平成 26 年 9 月 11 日

- ・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 211, 995 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 155, 188 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(神奈川県横浜市栄区田谷町から神奈川県藤沢市城南二丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

神奈川県横浜市栄区田谷町	から
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで

(ロ) 延長

神奈川県横浜市栄区田谷町	から	7.3	キロメートル
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町	から	第1種第3級	道路構造令
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町	から	80	7. 3	
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町	から	4車線	4車線	
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで			

(ト)路肩の標準幅員

神奈川県横浜市栄区田谷町から神奈川県藤沢市城南二丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
神奈川県横浜市栄区田谷町	から	3.00	メートル(土工部)	
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで	3.00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道468号(横浜横須賀道路) 及び 都市計画道路横浜藤沢線	神奈川県横浜市栄区 田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県藤沢市 城南二丁目	立体接続	藤沢インターチェンジ
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市 城南二丁目	平面接続	藤沢インターチェンジ

(4)工事予算

154,914 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

イ 神奈川県横浜市栄区田谷町(STA 00+73)から神奈川県藤沢市城南一丁目(STA 74+05)まで

令和 2 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

161, 320 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 153, 317 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(千葉県成田市吉岡から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

千葉県成田市吉岡	から
千葉県山武市松尾町谷津	まで

(ロ) 延長

千葉県成田市吉岡	から	18.5 キロメートル
千葉県山武市松尾町谷津	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
千葉県成田市吉岡	から	第1種第2級	道路構造令
千葉県山武市松尾町谷津	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県成田市吉岡	から	100	18. 5	
千葉県山武市松尾町谷津	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県成田市吉岡	から	2車線	4車線	
千葉県山武市松尾町谷津	まで			

(ト)路肩の標準幅員

千葉県成田市吉岡から千葉県山武市松尾町谷津まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3.5メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
千葉県成田市吉岡	から	—	メートル(土工部)	
千葉県山武市松尾町谷津	まで	—	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
東関東自動車道水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション
県道成田小見川鹿島港線	千葉県成田市 川上	立体接続	(主)成田小見川鹿島港線 インターチェンジ(仮称)
一般国道296号	千葉県香取郡 多古町喜多	立体接続	国道296号インターチェンジ (仮称)
一般国道126号(銚子連絡道路)及 び 県道成田松尾線	千葉県山武市 松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
一般国道126号(千葉東金道路)	千葉県山武市 松尾町谷津	平面接続	松尾横芝インターチェンジ

(4)工事予算

59, 560 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 千葉県成田市吉岡(STA 0+00)から千葉県山武市松尾町谷津(STA 184+90)まで
平成 31 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

66, 882 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 63, 816 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北海道縦貫自動車道函館名寄線（士別剣淵IC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道士別市南町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
道道士別剣淵インター線	北海道士別市南町及び 北海道上川郡剣淵町	立体接続	士別剣淵インターチェンジ

(4) 工事予算

264 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

296 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 283 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

日本海沿岸東北自動車道（酒田みなとIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

山形県酒田市藤塚字ふけ田

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
主要地方道酒田八幡線	山形県酒田市 藤塚字南割	立体接続	酒田みなとインターチェンジ
日本海沿岸東北自動車道	山形県酒田市 藤塚字ふけ田	平面接続	本線 (新直轄)

(4)工事予算

1, 656 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 2 年 12 月 13 日 (供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 924 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 895 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（いわき小名浜IC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県いわき市山田町長沢

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
小名浜道路 (県道いわき上三坂小野線)	福島県いわき市 山田町長沢	立体接続	いわき小名浜インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1,341 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 560 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 1, 491 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道 弘前線（平泉スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県西磐井郡平泉町字祇園

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道祇園線	岩手県西磐井郡平泉町字祇園	立体接続	平泉スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

4, 013 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 3 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 308 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（水戸北スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県水戸市飯富町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道飯富286号線 及び 市道飯富287号線	茨城県水戸市飯富町	立体接続	水戸北スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1, 229 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成年月日

令和 元 年 9 月 7 日 (供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,398 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)
(債務引受額 1,398 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道弘前線（桑折JCT）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県伊達郡桑折町大字松原

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道115号(東北中央自動車道) 相馬福島道路	福島県伊達郡桑折町 大字松原	立体接続	桑折ジャンクション

(4)工事予算

6,916 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 2 年 8 月 2 日 (供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

7,493 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 7,454 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道弘前線（大谷スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県宇都宮市宝木町及び駒生町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大谷スマートインター1号線及び 市道大谷スマートインター2号線	栃木県宇都宮市宝木町及び駒生 町	立体接続	大谷スマートインターチェンジ(仮 称)

(4)工事予算

3, 681 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 187 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

関越自動車道新潟線（三芳スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の箇所

埼玉県入間郡三芳町上富

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道幹線3号線 及び 町道上富69号線	埼玉県入間郡三芳町上富	立体接続	三芳スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

2, 915 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 273 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)(横須賀PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号(有料道路名:横浜横須賀道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県横須賀市平作

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道7566号坂本芦名線	神奈川県横須賀市平作	立体接続	横須賀PAスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1,103 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,319 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(京葉JCT)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県市川市稲荷木

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道14号 (京葉道路)	千葉県市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション

(4) 工事予算

34,681 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 28 年 3 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

38,346 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 36,533 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(福島県いわき市好間町から福島県双葉郡広野町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県いわき市好間町	から
福島県双葉郡広野町	まで

(ロ) 延長

福島県いわき市好間町	から	26. 6 キロメートル
福島県双葉郡広野町	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福島県いわき市好間町	から	第1種第2級	道路構造令
福島県双葉郡広野町	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県いわき市好間町	から	100	26. 6	
福島県双葉郡広野町	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福島県いわき市好間町	から	4車線	4車線	4車線化
福島県双葉郡広野町	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県いわき市好間町から福島県双葉郡広野町まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県いわき市好間町	から	4. 50	メートル(土工部)	
福島県双葉郡広野町	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

115, 497 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 3 年 3 月 30 日 (一部供用開始)

令和 3 年 6 月 13 日 (供用開始)

令和 8 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

123, 505 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 122, 968 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(宮城県亶理郡山元町大平から宮城県亶理郡亶理町逢隈まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

宮城県亶理郡山元町大平	から
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで

(ロ) 延長

宮城県亶理郡山元町大平	から	11.5 キロメートル
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
宮城県亶理郡山元町大平	から	第1種第2級	道路構造令
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亶理郡山元町大平	から	100	11.5	
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亘理郡山元町大平	から	4車線	4車線	4車線化
宮城県亘理郡亘理町逢隈	まで			

(ト)路肩の標準幅員

宮城県亘理郡山元町大平から宮城県亘理郡亘理町逢隈まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
宮城県亶理郡山元町大平	から	4. 50	メートル(土工部)	
宮城県亶理郡亶理町逢隈	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

28, 461 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 3 年 3 月 6 日 (供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

32, 839 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 32, 639 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道6号(仙台東部道路)
(宮城県亶理郡亶理町逢隈から宮城県岩沼市押分まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道6号
(有料道路名 : 仙台東部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

宮城県亶理郡亶理町逢隈	から
宮城県岩沼市押分	まで

(ロ) 延長

宮城県亶理郡亶理町逢隈	から	2. 2 キロメートル
宮城県岩沼市押分	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
宮城県亶理郡亶理町逢隈	から	第1種第2級	道路構造令
宮城県岩沼市押分	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県亶理郡亶理町逢隈	から	100	2. 2	
宮城県岩沼市押分	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮城県亶理郡亶理町逢隈	から	4車線	4車線	4車線化
宮城県岩沼市押分	まで			

(ト)路肩の標準幅員

宮城県亶理郡亶理町逢隈から宮城県岩沼市押分まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
宮城県亶理郡亶理町逢隈	から	4. 50	メートル(土工部)	
宮城県岩沼市押分	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

12, 202 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日

別 紙 1

令和 3 年 3 月 6 日 (供用開始)

令和 5 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 002 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 13, 923 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北海道縦貫自動車道函館名寄線（苫小牧中央IC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道苫小牧市字高丘

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
道道苫小牧中央インター線	北海道苫小牧市 字高丘	立体接続	苫小牧中央インターチェンジ

(4) 工事予算

2,342 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成年月日

令和 2 年 12 月 13 日 (供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,411 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,411 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 2,411 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道弘前線（都賀西方スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県栃木市都賀町及び西方町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道都賀西方スマートインター1号線 及び 市道都賀西方スマートインター2号線	栃木県栃木市都賀町及び西方町	立体接続	都賀西方スマートインターチェンジ (仮称)

(4)工事予算

1,737 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,976 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道弘前線（矢板北スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県矢板市下太田地内及び長井地内

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道矢板北スマートインター1号線 及び 市道矢板北スマートインター2号線	栃木県矢板市下太田地内及び長 井地内	立体接続	矢板北スマートインターチェンジ

(4)工事予算

995 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手及び完成の年月日

①工事の着手年月日

平成 28 年 7 月 1 日

②工事の完成年月日

令和 3 年 3 月 28 日 (供用開始)

令和 4 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 236 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 1, 236 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(茨城県潮来市延方から茨城県鉾田市秋山まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

茨城県潮来市延方	から
茨城県銚田市秋山	まで

(ロ) 延長

茨城県潮来市延方	から	30.9	キロメートル
茨城県銚田市秋山	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 直轄事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
茨城県潮来市延方 茨城県銚田市秋山	から まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県潮来市延方 茨城県銚田市秋山	から まで	80	30.9	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県潮来市延方	から	2車線	4車線	
茨城県銚田市秋山	まで			

(ト)路肩の標準幅員

茨城県潮来市延方から茨城県銚田市秋山まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	0. 75×2	1. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 5 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
茨城県潮来市延方	から	— メートル(土工部)	
茨城県鉾田市秋山	まで	— メートル(橋梁部)	
		— メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道水戸神栖線 及び 市道(潮)1級13号線	茨城県潮来市 延方	立体接続	潮来インターチェンジ
市道麻生1-17号	茨城県行方市 石神	立体接続	麻生インターチェンジ(仮称)
一般国道354号	茨城県行方市 両宿	立体接続	北浦インターチェンジ(仮称)
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ

(4)工事予算

27,041 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

別 紙 1

平成 29 年 7 月 1 日

・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいい、茨城県潮来市延方(STA-1-8.1)から茨城県銚田市塔ヶ崎(STA286+4.0)は、令和5年 4月 1日までに着手するものとする

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31, 538 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 30, 090 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道 弘前線(菅生スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県柴田郡村田町菅生

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
主要地方道仙台村田線	宮城県柴田郡村田町菅生	立体接続	菅生スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,783 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 306 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線（甘楽PAスマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の箇所

群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉及び天引

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道甘楽PAスマートIC線	群馬県甘楽郡甘楽町大字白倉及び天引	立体接続	甘楽PAスマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1,477 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,715 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北関東自動車道（出流原PAスマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県佐野市出流原町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道出流原PAスマートインター線(西行き)及び 市道出流原PAスマートインター線(東行き)	栃木県佐野市出流原町	立体接続	出流原PAスマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

1,711 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 4 年 9 月 19 日 (供用開始)

令和 6 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,067 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

一般国道468号（首都圏中央連絡自動車道）（つくばスマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

茨城県つくば市島名

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道つくばスマートICアクセス1号線 及び 市道つくばスマートICアクセス2号線	茨城県つくば市島名	立体接続	つくばスマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

1, 938 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 29 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 410 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(埼玉県久喜市大字下早見から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県久喜市大字下早見	から
千葉県成田市吉岡	まで

(ロ) 延長

埼玉県久喜市大字下早見	から	92. 2 キロメートル
千葉県成田市吉岡	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般道路事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見 千葉県成田市吉岡	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見 千葉県成田市吉岡	から まで	100	92. 2	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市大字下早見 千葉県成田市吉岡	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県久喜市大字下早見から千葉県成田市吉岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
埼玉県久喜市大字下早見	から	3. 00	メートル(土工部)	
千葉県成田市吉岡	まで	3. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

388, 606 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

443, 819 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 422, 706 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

日本海沿岸東北自動車道（胎内スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県胎内市鴻ノ巣及び宮瀬

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
(仮称)市道胎内スマートインター1号 線 及び (仮称)市道胎内スマートインター2号 線	新潟県胎内市鴻ノ巣及び宮瀬	立体接続	胎内スマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

1, 307 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 573 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北関東自動車道（下野スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県下野市下古山及び上古山

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道下野スマートインター線(西行き) 及び 市道下野スマートインター線(東行き)	栃木県下野市下古山及び上古山	立体接続	下野スマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

2, 203 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 827 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

中央自動車道長野線（筑北スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道長野線

(2) 工事の箇所

長野県東筑摩郡筑北村西条小仁熊

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
村道滝上北線	長野県東筑摩郡筑北村西条小仁熊	立体接続	筑北スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 863 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 30 年 9 月 10 日

②工事の完成予定年月日

令和 5 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,322 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道 弘前線（蓮田スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県蓮田市大字川島及び黒浜

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道蓮田白岡久喜線 及び 市道57号線	埼玉県蓮田市大字川島及び黒浜	立体接続	蓮田スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1, 390 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,745 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北縦貫自動車道弘前線（花巻PAスマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県花巻市諏訪 及び 大谷地

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道山の神諏訪線 及び 県道花巻和賀線	岩手県花巻市諏訪及び大谷地	立体接続	花巻PAスマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 309 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,693 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

東北中央自動車道相馬尾花沢線（山形PAスマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県山形市大道端

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道西部工業団地村木沢線	山形県山形市大道端	立体接続	山形PAスマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1,433 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,820 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(つくばみらいスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県つくばみらい市古川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
(仮称)つくばみらいスマートIC1号線 及び (仮称)つくばみらいスマートIC2号線	茨城県つくばみらい市古川	立体接続	つくばみらいスマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

2, 322 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 6 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 863 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（小高スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県南相馬市小高区大田和

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道大田和インター線 及び 市道川房インター線	福島県南相馬市小高区大田和	立体接続	小高スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 613 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 元 年 12 月 24 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 281 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道4号(東埼玉道路)
(埼玉県八潮市大字八條から埼玉県北葛飾郡松伏町田島まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道4号(東埼玉道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県八潮市大字八條	から
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで

(ロ) 延長

埼玉県八潮市大字八條	から	9. 5	キロメートル
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
埼玉県八潮市大字八條	から	第1種第3級	道路構造令
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県八潮市大字八條	から	80	9. 5	
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県八潮市大字八條 埼玉県北葛飾郡松伏町田島	から まで	4車線	4車線	

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県八潮市大字八條から埼玉県北葛飾郡松伏町田島まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
埼玉県八潮市大字八條	から	3.00	メートル(土工部)	
埼玉県北葛飾郡松伏町田島	まで	3.00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道4号 及び常磐自動車道	埼玉県八潮市大字八條	立体接続	草加八潮 インター・ジャンクション(仮称)
一般国道4号	埼玉県草加市柿木町	立体接続	蒲生柿木川戸線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県越谷市大成町	立体接続	越谷吉川線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県吉川市大字川藤	立体接続	越谷総合公園川藤線 インターチェンジ(仮称)
一般国道4号	埼玉県北葛飾郡松伏町田島	立体接続	浦和野田線 インターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

16, 709 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 10 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

19, 585 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 18, 696 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(北海道勇払郡占冠村字中央から北海道勇払郡占冠村字上トマムまで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北海道勇払郡占冠村字中央	から
北海道勇払郡占冠村字上トママ	まで

(ロ) 延長

北海道勇払郡占冠村字中央	から	26. 2 キロメートル
北海道勇払郡占冠村字上トママ	まで	

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央 北海道勇払郡占冠村字上トママ	から まで	第1種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央 北海道勇払郡占冠村字上トママ	から まで	100	26. 2	

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
北海道勇払郡占冠村字中央 北海道勇払郡占冠村字上トママ	から まで	4車線	4車線	4車線化

(ト)路肩の標準幅員

北海道勇払郡占冠村字中央から北海道勇払郡占冠村字上トママまで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
北海道勇払郡占冠村字中央	から	4. 50	メートル(土工部)	
北海道勇払郡占冠村字上トマム	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

97, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

112, 031 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 106, 756 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市原町区大字信田沢まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県双葉郡浪江町大字室原	から
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで

(なお、事業着手する区間については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までとする。)

(ロ) 延長

福島県双葉郡浪江町大字室原	から	18.4	キロメートル
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで	(1.9)	

※ () 内は福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までを表す。

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原	から	第1種第2級	道路構造令
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原	から	100	18. 4	
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福島県双葉郡浪江町大字室原	から	4車線	4車線	4車線化
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市原町区大字信田沢まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県双葉郡浪江町大字室原	から	4. 50	メートル(土工部)	
福島県南相馬市原町区大字信田沢	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

45, 000 百万円(消費税込み)

(うち、福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの工事予算 7, 000百万円(消費税込み))

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

(なお、上記については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの工事の着手および完成の予定年月日を表す。)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9,496 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 9,072 百万円)(消費税込み)

なお、上記については福島県双葉郡浪江町大字室原から福島県南相馬市小高区大字神山までの債務引受限度額および助成対象基準額を表す。

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北海道横断自動車道黒松内釧路線（長流枝スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道河東郡音更町字長流枝

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道長流枝スマートインター線	北海道河東郡音更町字長流枝	立体接続	長流枝スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

3, 004 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 947 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(白石中央スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

宮城県白石市大平中目

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
白石中央スマートインター1号線 白石中央スマートインター2号線	宮城県白石市大平中目	立体接続	白石中央スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2, 421 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 098 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線(天童南スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県天童市大字高掬

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道スマートインター2号線	山形県天童市大字高掬	立体接続	天童南スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

2, 284 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 196 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線(若穂スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の箇所

長野県長野市若穂川田

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
長野市道(仮称)若穂西298号線	長野県長野市若穂川田	立体接続	若穂スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2,745 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 572 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

常磐自動車道（三郷料金所スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市小谷堀

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道1313号線、市道1704号線、 市道1705号線 及び 市道1706号線	埼玉県三郷市小谷堀	立体接続	三郷料金所スマートインターチェン ジ

(4)工事予算

921 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 7 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 270 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北陸自動車道（大積スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県長岡市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道二和55号線 及び 市道二和143号線	新潟県長岡市宮本東方町及び大 積善間町	平面接続	大積スマートインターチェンジ(仮 称)

(4) 工事予算

1,347 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 8 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 902 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道13号（米沢南陽道路）（高畠スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道13号
(有料道路名 : 米沢南陽道路)

(2) 工事の箇所

山形県東置賜郡高畠町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道高畠インター1号線 町道高畠インター2号線	山形県東置賜郡高畠町	立体接続	高畠スマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

1,810 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 2 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,580 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線(北千葉JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県市川市堀之内

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
一般国道464号 (北千葉道路)	千葉県市川市堀之内	平面接続	北千葉ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

132, 441 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

160, 022 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 152, 330 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(北海道勇払郡占冠村字上トマムから北海道上川郡清水町字清水まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

北海道勇払郡占冠村字上トマム	から
北海道上川郡清水町字清水	まで

(ロ) 延長

北海道勇払郡占冠村字上トマム	から	20.9	キロメートル
北海道上川郡清水町字清水	まで	(3.2)	

※ ※()内は北海道空知郡南富良野町字落合から北海道上川郡新得町字新得までを表す。

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トママ	から	第1種第2級	道路構造令
北海道上川郡清水町字清水	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トママ	から	100	20. 9	
北海道上川郡清水町字清水	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
北海道勇払郡占冠村字上トマム	から	4車線	4車線	4車線化
北海道上川郡清水町字清水	まで			

(ト)路肩の標準幅員

北海道勇払郡占冠村字上トマムから北海道上川郡清水町字清水まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
北海道勇払郡占冠村字上トマム	から	4. 50	メートル(土工部)	
北海道上川郡清水町字清水	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

52, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 北海道勇払郡占冠村字上トマムから北海道空知郡南富良野町字落合まで
令和 4 年 5 月 1 日

ロ 北海道空知郡南富良野町字落合から北海道上川郡新得町新得まで
令和 3 年 5 月 1 日

ハ 北海道上川郡新得町新得から北海道上川郡清水町字清水まで
令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

65, 654 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 62, 673 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道釜石秋田線
(岩手県北上市和賀町煤孫から岩手県和賀郡西和賀町大渡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道釜石秋田線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

岩手県北上市和賀町煤孫	から
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで

(ロ) 延長

岩手県北上市和賀町煤孫	から	21.6	キロメートル
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
岩手県北上市和賀町煤孫	から	第1種第3級	道路構造令
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
岩手県北上市和賀町煤孫	から	80	21.6	
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
岩手県北上市和賀町煤孫	から	4車線	4車線	4車線化
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで			

(ト)路肩の標準幅員

岩手県北上市和賀町煤孫から岩手県和賀郡西和賀町大渡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
岩手県北上市和賀町煤孫	から	3. 00	メートル(土工部)	
岩手県和賀郡西和賀町大渡	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

98, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

116, 140 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 110, 689 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線
(福島県河沼郡会津坂下町大字坂本から福島県耶麻郡西会津町大字野沢まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで

(ロ) 延長

福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	11.4	キロメートル
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	第1種第3級	道路構造令
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	80	11.4	
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	4車線	4車線	4車線化
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県河沼郡会津坂下町大字坂本から福島県耶麻郡西会津町大字野沢まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県河沼郡会津坂下町大字坂本	から	3. 00	メートル(土工部)	
福島県耶麻郡西会津町大字野沢	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

7, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 311 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 8, 903 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道いわき新潟線
(新潟県東蒲原郡阿賀町津川から新潟県阿賀野市新保まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道いわき新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から
新潟県阿賀野市新保	まで

(ロ) 延長

新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から	14.9	キロメートル
新潟県阿賀野市新保	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から	第1種第3級	道路構造令
新潟県阿賀野市新保	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から	80	14. 9	
新潟県阿賀野市新保	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から	4車線	4車線	4車線化
新潟県阿賀野市新保	まで			

(ト)路肩の標準幅員

新潟県東蒲原郡阿賀町津川から新潟県阿賀野市新保まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75 × 2	3. 50	1. 75	1. 00	2. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 25 × 2	2. 50	1. 25	1. 00	2. 25	

(チ)付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
新潟県東蒲原郡阿賀町津川	から	3. 00	メートル(土工部)	
新潟県阿賀野市新保	まで	3. 00	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

30, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

38, 180 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 36, 461 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(福島県相馬市大字坪田から福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県相馬市大字坪田	から
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで

(ロ) 延長

福島県相馬市大字坪田	から	8.5	キロメートル
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福島県相馬市大字坪田	から	第1種第2級	道路構造令
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬市大字坪田	から	100	8. 5	
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福島県相馬市大字坪田	から	4車線	4車線	4車線化
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県相馬市大字坪田から福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県相馬市大字坪田	から	4. 50	メートル(土工部)	
福島県相馬郡新地町大字駒ヶ嶺	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

22, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

29, 016 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 27, 722 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)
(宮城県宮城郡利府町沢乙から宮城県富谷市穀田まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号(仙台北部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

宮城県宮城郡利府町沢乙	から
宮城県富谷市穀田	まで

(ロ) 延長

宮城県宮城郡利府町沢乙	から	6. 6	キロメートル
宮城県富谷市穀田	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙	から	第1種第2級	道路構造令
宮城県富谷市穀田	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙	から	100	6. 6	
宮城県富谷市穀田	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
宮城県宮城郡利府町沢乙	から	4車線	4車線	4車線化
宮城県富谷市穀田	まで			

(ト)路肩の標準幅員

宮城県宮城郡利府町沢乙から宮城県富谷市穀田まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
宮城県宮城郡利府町沢乙	から	4. 50	メートル(土工部)	
宮城県富谷市穀田	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

19, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 3 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25, 803 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 24, 652 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北関東自動車道(笠間PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県笠間市上加賀田

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道笠間PAスマートIC線	茨城県笠間市上加賀田	立体接続	笠間PAスマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 549 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 3 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 9 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,116 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道
(福島県双葉郡広野町上北迫から福島県双葉郡檜葉町上繁岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

福島県双葉郡広野町上北迫	から
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで

(ロ) 延長

福島県双葉郡広野町上北迫	から	5.3	キロメートル
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式

—

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間		道路の区分	摘 要
福島県双葉郡広野町上北迫	から	第1種第2級	道路構造令
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで		

(ハ)設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡広野町上北迫	から	100	7.3	
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで			

(二)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
福島県双葉郡広野町上北迫	から	4車線	4車線	4車線化
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで			

(ト)路肩の標準幅員

福島県双葉郡広野町上北迫から福島県双葉郡檜葉町上繁岡まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ)付加車線の標準幅員

3. 50 メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員		摘要
福島県双葉郡広野町上北迫	から	4. 50	メートル(土工部)	
福島県双葉郡檜葉町上繁岡	まで	4. 50	メートル(橋梁部)	
		—	メートル(掘割部)	

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

31, 000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

39, 180 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 37, 357 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

中央自動車道長野線(安曇野北IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

中央自動車道長野線

(2) 工事の箇所

長野県安曇野市豊科光

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
県道大町明科線	長野県安曇野市豊科光	立体接続	安曇野北インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

— 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手年月日

令和 4 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 16 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

- 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 - 百万円)(消費税込み)

別紙 1－220 の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(新得PA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡新得町字新得西九線

(3) 工事予算

2,748 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手予定年月日

令和 4 年 11 月 1 日

② 工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 774 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 3, 625 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線
(新得スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡新得町字新得西九線

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
町道新得インター北線 町道新得インター南線	北海道上川郡新得町字新得西九線	立体接続	新得スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

819 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 254 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線
(八幡平スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県八幡平市星沢及び細野

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道スマートIC上り線 市道スマートIC下り線	岩手県八幡平市星沢及び細野	立体接続	八幡平スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

3, 162 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手予定年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 12 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 244 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(外環八潮スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市八條

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道外環八潮スマートIC内回り線 市道外環八潮スマートIC外回り線	埼玉県八潮市八條	立体接続	外環八潮スマートインターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 373 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

別 紙 1

①工事の着手予定年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 13 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,133 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(千代田PAスマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県かすみがうら市中佐谷

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道8-2932号線 市道8-0997号線	茨城県かすみがうら市中佐谷	立体接続	千代田PAスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 268 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 11 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 837 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 一 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線
(検見川・真砂スマートIC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県千葉市美浜区真砂

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 —

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道検見川・真砂スマートIC ONランプ線 市道検見川・真砂スマートIC OFFランプ線	千葉県千葉市美浜区真砂	立体接続	検見川・真砂スマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

2, 679 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 15 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 631 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

（協定第4条第1項及び第5条第1項関連）

（機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項）

北関東自動車道（足利スマートIC）に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

栃木県足利市五十部町及び山下町

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
市道足利スマートインター線(西行き) 市道足利スマートインター線(東行き)	栃木県足利市五十部町及び山下町	立体接続	足利スマートインターチェンジ(仮称)

(4)工事予算

3, 254 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

令和 4 年 11 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 086 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 ー 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	24,213百万円
H 1 9	25,071百万円
H 2 0	24,580百万円
H 2 1	37,064百万円
H 2 2	50,385百万円
H 2 3	34,989百万円
H 2 4	33,071百万円
H 2 5	41,256百万円
H 2 6	68,784百万円
H 2 7	95,856百万円
H 2 8	88,927百万円
H 2 9	99,841百万円
H 3 0	103,997百万円
R 1	133,660百万円
R 2	161,228百万円
R 3	170,751百万円
R 4	228,021百万円
R 5	176,671百万円
R 6	138,345百万円
R 7	82,382百万円
R 8	166,384百万円
R 9	51,876百万円
R 1 0	51,995百万円
R 1 1	48,530百万円
R 1 2	190,779百万円
R 1 3	54,425百万円
R 1 4	54,913百万円
R 1 5	53,907百万円
R 1 6	54,893百万円
R 1 7	54,394百万円
R 1 8	55,191百万円
R 1 9	55,516百万円
R 2 0	54,653百万円
R 2 1	54,521百万円
R 2 2	54,551百万円
R 2 3	54,583百万円
R 2 4	55,013百万円
R 2 5	54,947百万円
R 2 6	54,113百万円
R 2 7	53,405百万円
R 2 8	53,383百万円
R 2 9	53,319百万円
R 3 0	54,250百万円
R 3 1	52,969百万円
R 3 2	53,404百万円
R 3 3	54,039百万円
R 3 4	54,039百万円
R 3 5	54,039百万円
R 3 6	54,039百万円
R 3 7	54,039百万円
R 3 8	53,519百万円
R 3 9	53,519百万円
R 4 0	53,519百万円
R 4 1	53,519百万円
R 4 2	53,519百万円
R 4 3	54,211百万円
R 4 4	54,211百万円
R 4 5	14,725百万円

(注1) 平成18年度から令和3年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	91,690百万円
---------	-----------

別紙 5 を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第13条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

東日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	9百万円
H27	214百万円
H28	671百万円
H29	1,492百万円
H30	2,590百万円
R1	903百万円
R2	1,102百万円
R3	1,574百万円
R4	3,573百万円
R5	1,334百万円
R6	4,385百万円
R7	4,640百万円
R8	3,895百万円
R9	1,043百万円
R10	898百万円
R11	1,007百万円
R12	285百万円
R13	326百万円
R14	481百万円
R15	0百万円
R16	0百万円
R17	0百万円
R18	0百万円
R19	0百万円
R20	0百万円
R21	0百万円
R22	0百万円
R23	0百万円
R24	0百万円
R25	0百万円
R26	0百万円
R27	0百万円
R28	0百万円
R29	0百万円
R30	0百万円
R31	0百万円
R32	0百万円
R33	0百万円
R34	0百万円
R35	0百万円
R36	0百万円
R37	0百万円
R38	0百万円
R39	0百万円
R40	0百万円
R41	0百万円
R42	0百万円
R43	0百万円
R44	0百万円
R45	0百万円

(注1) 平成26年度から令和3年度までは実績値を記載している。

別紙 6 を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構造物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(551, 875百万円) 551, 875百万円	(63, 667百万円) 47, 550百万円	(379, 925百万円) 391, 645百万円	(127, 702百万円) 111, 107百万円	(252, 223百万円) 280, 538百万円
H 1 9	(559, 192百万円) 558, 180百万円	(67, 965百万円) 51, 619百万円	(405, 577百万円) 425, 162百万円	(136, 324百万円) 120, 616百万円	(269, 253百万円) 304, 546百万円
H 2 0	(555, 373百万円) 522, 469百万円	(68, 941百万円) 49, 115百万円	(411, 402百万円) 404, 532百万円	(138, 282百万円) 114, 763百万円	(273, 120百万円) 289, 769百万円
H 2 1	(449, 377百万円) 420, 422百万円	(55, 670百万円) 39, 424百万円	(332, 204百万円) 324, 717百万円	(111, 662百万円) 92, 120百万円	(220, 542百万円) 232, 597百万円
H 2 2	(447, 103百万円) 414, 736百万円	(54, 937百万円) 34, 125百万円	(327, 833百万円) 281, 068百万円	(110, 193百万円) 79, 737百万円	(217, 640百万円) 201, 331百万円
H 2 3	(436, 821百万円) 400, 681百万円	(39, 902百万円) 36, 286百万円	(328, 653百万円) 298, 870百万円	(93, 237百万円) 84, 788百万円	(235, 416百万円) 214, 082百万円
H 2 4	(429, 007百万円) 471, 361百万円	(38, 674百万円) 42, 912百万円	(318, 541百万円) 353, 445百万円	(90, 368百万円) 100, 270百万円	(228, 173百万円) 253, 175百万円
H 2 5	(430, 686百万円) 484, 935百万円	(32, 447百万円) 41, 206百万円	(267, 253百万円) 339, 394百万円	(75, 818百万円) 96, 284百万円	(191, 435百万円) 243, 110百万円
H 2 6	(516, 202百万円) 605, 006百万円	(38, 687百万円) 50, 781百万円	(318, 649百万円) 418, 260百万円	(90, 399百万円) 118, 658百万円	(228, 250百万円) 299, 602百万円
H 2 7	(518, 644百万円) 628, 371百万円	(39, 437百万円) 53, 140百万円	(324, 824百万円) 437, 691百万円	(92, 151百万円) 124, 170百万円	(232, 673百万円) 313, 521百万円
H 2 8	(566, 074百万円) 626, 183百万円	(40, 169百万円) 53, 492百万円	(330, 850百万円) 440, 591百万円	(93, 860百万円) 124, 993百万円	(236, 990百万円) 315, 598百万円
H 2 9	(596, 278百万円) 649, 995百万円	(35, 238百万円) 54, 109百万円	(290, 238百万円) 445, 668百万円	(82, 339百万円) 126, 433百万円	(207, 899百万円) 319, 235百万円
H 3 0	(604, 439百万円) 670, 878百万円	(29, 639百万円) 54, 693百万円	(244, 123百万円) 450, 479百万円	(69, 256百万円) 127, 798百万円	(174, 867百万円) 322, 681百万円
R 1	(605, 167百万円) 667, 503百万円	(22, 480百万円) 50, 960百万円	(185, 160百万円) 419, 734百万円	(52, 529百万円) 119, 076百万円	(132, 631百万円) 300, 658百万円
R 2	(609, 161百万円) 529, 031百万円	(33, 421百万円) 35, 398百万円	(275, 272百万円) 291, 553百万円	(78, 093百万円) 82, 712百万円	(197, 179百万円) 208, 841百万円
R 3	(529, 690百万円) 568, 482百万円	(25, 604百万円) 36, 174百万円	(210, 886百万円) 297, 947百万円	(59, 827百万円) 84, 526百万円	(151, 059百万円) 213, 421百万円
R 4	522, 020百万円	19, 068百万円	157, 056百万円	44, 556百万円	112, 500百万円
R 5	544, 743百万円	30, 336百万円	249, 865百万円	70, 885百万円	178, 980百万円
R 6	575, 018百万円	31, 593百万円	260, 220百万円	73, 823百万円	186, 397百万円
R 7	576, 277百万円	34, 440百万円	283, 662百万円	80, 473百万円	203, 189百万円
R 8	580, 630百万円	22, 043百万円	181, 559百万円	51, 507百万円	130, 052百万円
R 9	584, 196百万円	42, 838百万円	352, 832百万円	100, 096百万円	252, 736百万円
R 1 0	582, 612百万円	39, 996百万円	329, 429百万円	93, 457百万円	235, 972百万円
R 1 1	585, 297百万円	14, 645百万円	120, 627百万円	34, 221百万円	86, 406百万円
R 1 2	584, 921百万円	39, 349百万円	324, 099百万円	91, 945百万円	232, 154百万円
R 1 3	595, 627百万円	54, 063百万円	445, 292百万円	126, 327百万円	318, 965百万円
R 1 4	599, 017百万円	54, 353百万円	447, 682百万円	127, 005百万円	320, 677百万円
R 1 5	600, 713百万円	54, 624百万円	449, 910百万円	127, 637百万円	322, 273百万円
R 1 6	605, 043百万円	54, 958百万円	452, 665百万円	128, 418百万円	324, 247百万円
R 1 7	598, 115百万円	54, 315百万円	447, 366百万円	126, 915百万円	320, 451百万円
R 1 8	588, 701百万円	53, 293百万円	438, 952百万円	124, 528百万円	314, 424百万円
R 1 9	580, 567百万円	52, 447百万円	431, 982百万円	122, 551百万円	309, 431百万円
R 2 0	573, 246百万円	51, 801百万円	426, 660百万円	121, 041百万円	305, 619百万円
R 2 1	566, 993百万円	51, 188百万円	421, 615百万円	119, 610百万円	302, 005百万円
R 2 2	555, 769百万円	50, 062百万円	412, 340百万円	116, 978百万円	295, 362百万円
R 2 3	548, 540百万円	49, 336百万円	406, 357百万円	115, 281百万円	291, 076百万円
R 2 4	540, 364百万円	48, 475百万円	399, 265百万円	113, 269百万円	285, 996百万円
R 2 5	534, 042百万円	47, 849百万円	394, 110百万円	111, 807百万円	282, 303百万円
R 2 6	523, 918百万円	46, 920百万円	386, 453百万円	109, 634百万円	276, 819百万円
R 2 7	514, 671百万円	46, 065百万円	379, 416百万円	107, 638百万円	271, 778百万円
R 2 8	507, 413百万円	45, 341百万円	373, 453百万円	105, 946百万円	267, 507百万円
R 2 9	501, 031百万円	44, 709百万円	368, 247百万円	104, 469百万円	263, 778百万円
R 3 0	490, 984百万円	43, 611百万円	359, 200百万円	101, 903百万円	257, 297百万円
R 3 1	482, 789百万円	42, 919百万円	353, 501百万円	100, 286百万円	253, 215百万円
R 3 2	473, 523百万円	41, 948百万円	345, 507百万円	98, 018百万円	247, 489百万円
R 3 3	468, 132百万円	41, 345百万円	340, 542百万円	96, 610百万円	243, 932百万円
R 3 4	457, 779百万円	40, 310百万円	332, 009百万円	94, 189百万円	237, 820百万円
R 3 5	449, 070百万円	39, 438百万円	324, 833百万円	92, 153百万円	232, 680百万円
R 3 6	440, 806百万円	38, 611百万円	318, 022百万円	90, 221百万円	227, 801百万円
R 3 7	432, 910百万円	37, 821百万円	311, 515百万円	88, 375百万円	223, 140百万円
R 3 8	423, 927百万円	36, 975百万円	304, 540百万円	86, 396百万円	218, 144百万円
R 3 9	415, 420百万円	36, 123百万円	297, 529百万円	84, 407百万円	213, 122百万円
R 4 0	406, 718百万円	35, 253百万円	290, 359百万円	82, 373百万円	207, 986百万円
R 4 1	400, 195百万円	34, 600百万円	284, 983百万円	80, 848百万円	204, 135百万円
R 4 2	388, 984百万円	33, 478百万円	275, 744百万円	78, 227百万円	197, 517百万円
R 4 3	381, 205百万円	32, 631百万円	268, 763百万円	76, 246百万円	192, 517百万円
R 4 4	372, 627百万円	31, 772百万円	261, 694百万円	74, 241百万円	187, 453百万円
R 4 5	49, 966百万円	3, 503百万円	28, 849百万円	8, 184百万円	20, 665百万円

(注1) 平成18年度から令和3年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(709,612百万円) 711,810百万円
H 1 9	(722,190百万円) 713,956百万円
H 2 0	(719,683百万円) 679,582百万円
H 2 1	(613,220百万円) 578,132百万円
H 2 2	(621,266百万円) 582,686百万円
H 2 3	(607,061百万円) 564,850百万円
H 2 4	(604,468百万円) 652,866百万円
H 2 5	(607,533百万円) 667,857百万円
H 2 6	(700,369百万円) 796,177百万円
H 2 7	(710,760百万円) 827,595百万円
H 2 8	(778,089百万円) 845,979百万円
H 2 9	(800,738百万円) 862,463百万円
H 3 0	(811,935百万円) 886,493百万円
R 1	(822,438百万円) 892,998百万円
R 2	(839,113百万円) 750,592百万円
R 3	(770,368百万円) 816,863百万円
R 4	772,616百万円
R 5	796,146百万円
R 6	798,971百万円
R 7	800,555百万円
R 8	804,866百万円
R 9	809,650百万円
R 1 0	807,184百万円
R 1 1	806,944百万円
R 1 2	808,958百万円
R 1 3	821,527百万円
R 1 4	824,263百万円
R 1 5	825,167百万円
R 1 6	826,227百万円
R 1 7	819,953百万円
R 1 8	809,145百万円
R 1 9	800,563百万円
R 2 0	791,983百万円
R 2 1	785,531百万円
R 2 2	774,819百万円
R 2 3	766,236百万円
R 2 4	757,656百万円
R 2 5	751,110百万円
R 2 6	740,493百万円
R 2 7	731,910百万円
R 2 8	723,330百万円
R 2 9	716,691百万円
R 3 0	706,166百万円
R 3 1	697,584百万円
R 3 2	689,003百万円
R 3 3	682,270百万円
R 3 4	671,840百万円
R 3 5	663,259百万円
R 3 6	654,676百万円
R 3 7	647,851百万円
R 3 8	637,514百万円
R 3 9	628,932百万円
R 4 0	620,351百万円
R 4 1	613,430百万円
R 4 2	603,188百万円
R 4 3	594,607百万円
R 4 4	586,024百万円
R 4 5	157,468百万円

(注1) 平成18年度から令和3年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

別紙８中、１．（１）①ハ（ハ）イ）を次のとおり改める。

イ）ＥＴＣ車以外の自動車の場合

外回り（各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合（新倉ＰＡで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
大泉	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
和光	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
和光北	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
戸田西	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
戸田東	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
外環浦和	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口西	—	—	—	—	—
川口中央	762.209	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口ジャンクション	740.955	923.878	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口東	710.254	885.502	1,070.010	1,455.374	2,325.624
草加	629.960	785.134	949.568	1,321.861	2,054.952
草加八潮ジャンクション・ 外環八潮スマート	535.496	667.054	807.872	1,127.029	1,730.232
三郷	459.924	572.590	694.516	971.163	1,470.456
三郷南	—	—	—	—	—
松戸	388.522	448.152	507.782	641.951	969.918
市川北	—	—	—	—	—
市川中央	258.634	285.792	312.950	374.057	523.428
京葉ジャンクション	230.294	250.368	270.442	315.607	426.012
市川南	—	—	—	—	—

内回り（各入口インターチェンジから大泉インターチェンジ方面へ通行する場合（新倉ＰＡで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
市川南	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
京葉ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
市川中央	—	—	—	—	—
市川北	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
松戸	—	—	—	—	—
三郷南	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
三郷	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
草加八潮ジャンクション・ 外環八潮スマート	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
草加	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624

川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	782. 909	941. 136	1, 099. 363	1, 455. 374	2, 325. 624
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	782. 909	941. 136	1, 099. 363	1, 455. 374	2, 325. 624
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	782. 909	941. 136	1, 099. 363	1, 455. 374	2, 325. 624
戸田西	782. 909	941. 136	1, 099. 363	1, 455. 374	2, 325. 624
和光北	379. 630	472. 222	574. 074	805. 556	1, 194. 444
和光	379. 630	472. 222	574. 074	805. 556	1, 194. 444

別紙８中、１．（１）①ハ（ハ）ロ）を次のとおり改める。

別紙８中、１．（１）①ハ（ニ）イ）を次のとおり改める。

イ）ＥＴＣ車以外の自動車の場合

外回り（各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合（新倉ＰＡで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東名ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
中央ジャンクション・東八道路	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
青梅街道	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
大泉	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	958.222	1,195.462	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田東	925.160	1,154.134	1,392.368	1,884.005	3,040.008
外環浦和	868.481	1,083.286	1,307.351	1,813.812	2,874.870
川口西	—	—	—	—	—
川口中央	762.209	950.446	1,147.943	1,594.626	2,509.560
川口ジャンクション	740.955	923.878	1,116.061	1,550.788	2,436.498
川口東	710.254	885.502	1,070.010	1,487.468	2,330.964
草加	629.960	785.134	949.568	1,321.861	2,054.952
草加八潮ジャンクション・ 外環八潮スマート	535.496	667.054	807.872	1,127.029	1,730.232
三郷	459.924	572.590	694.516	971.163	1,470.456
三郷南	—	—	—	—	—
松戸	388.522	448.152	507.782	641.951	969.918
北千葉ジャンクション	360.182	412.728	465.274	583.501	872.502
市川北	—	—	—	—	—
市川中央	258.634	285.792	312.950	374.057	523.428
京葉ジャンクション	230.294	250.368	270.442	315.607	426.012
市川南	—	—	—	—	—

内回り（各入口インターチェンジから東名ジャンクション方面へ通行する場合（新倉ＰＡで転回する場合を含む。））

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
京葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川中央	—	—	—	—	—
市川北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
北千葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008

松戸	—	—	—	—	—
三郷南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
三郷	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加八潮ジャンクション・ 外環八潮スマート	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	655.937	784.680	911.616	1,197.222	1,895.370
和光	606.344	722.688	837.226	1,094.935	1,724.892
大泉	530.772	628.224	723.869	939.070	1,465.116
青梅街道	—	—	—	—	—

別紙８中、１．（１）①ハ（ニ）ロ）を次のとおり改める。

ロ) ETC車の場合

東京外環自動車道の新倉PAで転回しない場合

【軽自動車等】

[illegible]

【普通車】

[illegible]

【中型車】

[illegible]

東京外環自動車道の新倉PAで転回する場合

輕自動車等

[illegible]

普通車

[illegible]

中型車

[illegible]

[illegible][illegible]

別紙 8 中、1.(2)⑬を次のとおり改める。

⑬障害者割引

イ 東日本高速道路株式会社が別に定める日の前日まで

(イ) 割引をする自動車

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下のイ）又はロ）の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和 48 年 9 月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき東日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車が ETC システムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETC クレジットカード又は ETC パーソナルカードと車載器をともに使用する場
合に限る。

(ロ) 割引率

割引率は 50 パーセント以下とする。

ロ 東日本高速道路株式会社が別に定める日から

(イ) 割引をする自動車

手帳に、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 14 条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は東日本高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下のイ）又はロ）の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度障害者が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードと車載器をともに使用する場
合に限る。

また、上記イ) 又はロ) の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、東日本高速道路株式会社が別に定めるものについては、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がE T Cシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定める方法により通行する場合に限る。

(ロ) 割引率

割引率は50パーセント以下とする。

別紙8中、別添3のうち

「

岩槻	蓮田 スマート	久喜白岡 ジャンクション
		—
	7.6	13.6

ただし、東北縦貫自動車道弘前線（川口ジャンクション・青森間）のインターチェンジ相互間のキロ程については、東日本高速道路株式会社が別に定める日から次のとおりとする。

岩槻	蓮田 スマート	久喜白岡 ジャンクション
		7.2
	6.4	13.6

」を

「

岩槻	蓮田 スマート	久喜白岡 ジャンクション
		7.2
	6.4	13.6

」に、

「

「

トマム	十勝 清水	
	20.9	

」を

トマム	新得 スマート	十勝 清水
		7.8
	13.1	20.9

」に、

「

松尾 八幡平	安代
	22.9

」を

「

松尾 八幡平	八幡平 スマート	安代
		12.5
	10.4	22.9

」に、

「 甘楽PAスマート 」を「 甘楽スマート 」に、

「

土浦北	千代田 石岡
	8.1

」を

「

土浦北	千代田PA スマート	千代田 石岡
		4.3
	3.8	8.1

」に、

「

湾岸 千葉	宮野木 ジャンクション
	5.1

」を

「

湾岸 千葉	検見川・真砂 スマート	宮野木 ジャンクション
		－
	1.0	5.1

」に、

「

太田 桐生	足利
	10.3

」を

「

太田 桐生	足利 スマート	足利
		6.5
	3.8	10.3

」に、

「 出流原PAスマート 」を「 出流原スマート 」に改める。

別紙 8 中、別添 8 のうち

「

	三郷
草加	7.2

」を

「

	草加八潮ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	三郷
	・外環八潮ｽﾏｰﾄ	3.2
草加	4.0	7.2

」に、

「

	三郷
草加	41.4

」を

「

	草加八潮ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	三郷
	・外環八潮ｽﾏｰﾄ	45.4
草加	38.2	41.4

」に、

「

草加	三郷
34.2	48.6

」を

「

草加	草加八潮ｼﾞｬﾝｸｼｮﾝ	三郷
	・外環八潮ｽﾏｰﾄ	
34.2	42.2	48.6

」に改める。

別紙特2を次のとおり改める。

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	496百万円
H 2 8	1, 450百万円
H 2 9	8, 416百万円
H 3 0	18, 217百万円
R 1	19, 205百万円
R 2	12, 923百万円
R 3	34, 356百万円
R 4	101, 763百万円
R 5	64, 002百万円
R 6	120, 050百万円
R 7	148, 821百万円
R 8	193, 071百万円
R 9	103, 313百万円
R 1 0	130, 007百万円
R 1 1	389, 531百万円

(注1) 平成27年度から令和3年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

令和4年 9月22日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 高 松 勝

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 由 木 文 彦